

「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」及び
「介護予防・日常生活支援総合事業請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」の見方と対応について

平成30年6月

埼玉県国民健康保険団体連合会

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

※介護予防・日常生活支援総合事業
分については、様式は別様式となる
が、介護給付分と見方は同様となり
ます。

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

平成30年5月審査分

平成30年5月31日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
①「被保険者氏名」 返戻（または保留）となった請求明細書等の被保険者番号に対する被保険者氏名が表示されます。				④「サービス種類」 返戻（または保留）となった請求明細書等のサービス種類が表示されます。				⑧「内容」 返戻（または保留）となった請求明細書等の返戻（または保留）の内容（事由）が表示されます。	
		②「種別」 返戻（または保留）となったものの種別が表示されます。 「請」・・・請求明細書（サービス計画費を除く） 「サ」・・・サービス計画費（ケアプラン料） 「給」・・・給付管理票 「ケ」・・・介護予防ケアマネジメント費請求明細書（※総合事業の場合に限る）			⑤「サービス項目等」 返戻となった請求明細書のサービス項目コード等が表示されます。				
					⑥「単位数（特定入所者介護費等）」 返戻（または保留）となった請求明細書等の単位数または特定入所者介護費が表示されます。				⑨「備考」 返戻（または保留）となった請求明細書等の返戻（または保留）の内容（事由）を「介護保険審査チェックエラーコード一覧」のエラーコードで表示します。
			③「サービス提供年月」 返戻（または保留）となった請求明細書等のサービス提供年月が表示されます。					⑦「事由」 返戻（または保留）となった請求明細書等の事由に対する大まかな分類コードが表示されます。	

※ 種別：サ…サービス計画費請求明細書、 請…請求明細書、 給…給付管理票 ケ…介護予防ケアマネジメント費請求明細書（※総合事業の場合に限る）

※ 備考の保留は、当月審査分において居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターから給付管理票の提出がないため、保留扱いとしたものである。

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表の見方について

各事業所から請求等のあった「介護給付費請求明細書」及び「給付管理票」について、チェックを行いエラーとなったものを返戻（保留）としています。

この一覧表は、この返戻（保留）となった「介護給付費明細書」及び「給付管理票」を各事業所へ通知するために作成しています。
主なチェックは、次のとおりです。

- (1)必要箇所への入力（記入）漏れ、入力（記入）誤りがあるもの。
- (2)請求明細書等の請求額等に計算誤りがあるもの。
- (3)該当被保険者の資格に関する情報（受給者台帳）、該当事業所の届出情報（事業所台帳）等と突合して、一致しなかったもの。
- (4)請求明細書や給付管理票を重複して請求したもの、また、登録されていない給付管理票に対して「修正」の給付管理票が出されたもの。
- (5)その他、審査チェックでエラーとなったもの。

各項目の説明 （前ページの①～⑨に対応しています。）

①「被保険者氏名」

請求明細書等に入力（記入）された「保険者番号」・「被保険者番号」と保険者が本会へ登録している“受給者台帳”とを突合し、“受給者台帳”に登録されている「被保険者氏名」を表示しています。そのため、「保険者番号」・「被保険者番号」のどちらかでも入力（記入）誤りがあると、請求していると思っていた被保険者と違う「被保険者氏名」が表示される場合があります。また、“受給者台帳”に登録が無い場合は表示されません。再請求の場合は、「保険者番号」・「被保険者番号」を確認して提出して下さい。

②「種 別」

返戻（保留）となったものの請求種別が表示されます。

「サ」・・・ サービス計画費（ケアプラン料）

「請」・・・ 請求明細書（サービス計画費を除く）

「給」・・・ 給付管理票

「ケ」・・・ 介護予防ケアマネジメント費請求明細書（※総合事業の場合に限る）

返戻（保留）になっているものがどの種別かを必ず確認して、再提出（再提出の必要があるもの）して下さい。

③「サービス提供年月」

返戻（または保留）となった請求明細書等のサービス提供年月を表示しています。

請求年月ではありませんので、前月以前に提出した請求明細書が返戻されてこの帳票に表示される場合があります。

④「サービス種類」

返戻（または保留）となった請求明細書等のサービス種類をコードで表示します。

請求明細書・給付管理票 1 件に複数のサービスがあり、全てのサービスに該当するエラーがある場合は、全サービスコード分を表示します。

その中の一部のサービスコード分のみがエラーとなった場合は、エラーとなったサービスコード分のみが表示となります。ただし、一部のサービスコード分の返戻（または保留）しか表示されていないくても、請求明細書・給付管理票は 1 件全部の返戻（または保留）となります。

サービス種類欄が空欄は給付管理票の「合計情報」（サービス計画の合計）です。

⑤「サービス項目等」

返戻となった請求明細書等のサービス項目等を表示します。

返戻となった請求明細書のうち明細情報と特定入所者介護サービス費情報のエラーにはサービス項目コード、特定診療費・特別療養費情報のエラーには識別番号が表示されます。

⑥「単位数（特定入所者介護費等）」

返戻（または保留）となった請求明細書等の単位数または特定入所者介護費等を表示します。

請求明細書・給付管理票 1 件に複数のサービスがあり、全てのサービスに該当するエラーがある場合は、全サービスコード分の単位数を表示します。その中の一部のサービスコード分のみがエラーとなった場合は、エラーとなったサービスコード分の単位数のみが表示となります。

また、特定入所者介護費等については、単位数ではなく、「費用額合計」の表示となります。

⑦「事 由」

請求明細書等が返戻（または保留）となった事由をアルファベット 1 文字で表示します。

事由記号の内容

「A」・・・請求明細書等の基本的な項目に対する入力（記入）誤り、入力（記入）漏れ等で、審査処理で一次チェックエラーとなったもの。

「B」・・・本会の審査システムに保険者が登録する“受給者台帳”や県が登録する“事業所台帳”と請求明細書等を突合し、不一致としてエラーとなったもの。また、当月以前に請求又は登録のあった請求明細書や給付管理票に対して、再請求または登録しようとしてエラーとなったもの。登録の無い給付管理票に対して修正をしようとしてエラーとなったもの等、審査処理で資格チェックエラーとなったもの。

「C」・・・請求明細書に対する給付管理票との突合不一致のもの。

この場合、一覧表の備考欄は「保留」のものと「返戻」となるものがあります。

「D」・・・サービス計画費に対する給付管理票が未提出のもの。

この場合、一覧表の備考欄は「返戻」となります。

「E」・・・介護給付費等審査委員会で返戻となったもの。

⑧「内 容」

請求明細書等が返戻（または保留）となった原因の項目とコメントを表示します。

この欄を参照して請求明細書等の修正等をして下さい。

⑨「備 考」

請求明細書等が返戻となった原因を4文字のコード（アルファベットと数字の組合せ）で表示します。

4文字のコード又は「返戻」が表示されている場合は返戻です。エラーの原因と対応については、4文字のコード「エラーコード」毎に代表的なものをエラーコード解説に掲載していますのでご参照下さい。

「保留」が表示されている場合の原因と対応については、エラーコード「保留」を参照して下さい。

「備考」欄 エラーコード=ABBO（エービービーゼロ）

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

平成30年5月審査分

平成30年5月31日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
	0000000001	請	H30.4	17		800	A	証記載保険者番号：必須項目が未設定	ABBO

内容・・・（必須項目名）：必須項目が未設定

原因・・・指定された項目に正しい数値が入力（記入）されていません。

対応・・・指定された項目に正しい数値（又はアルファベット）を入力（記入）して、再請求して下さい。

「備考」欄 エラーコード=ADD0（エーディーディーゼロ）・ADD1

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

平成30年5月審査分

平成30年5月31日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 カコ 知	給	H30. 4	21		5, 675	A	対象年月：無効もしくはサービス台帳に未登録	ADD1
990000 △△市	0000000001 カコ 知	給	H30. 4	21		5, 675	A	サービス事業所番号：無効もしくはサービス台帳に未登録	ADD1
990000 △△市	0000000001 カコ 知	給	H30. 4	21		5, 675	A	サービス種類：無効もしくはサービス台帳に未登録	ADD1

内容・・①ADD0 サービス事業所番号：無効もしくは事業所基本台帳に未登録
②ADD1 対象年月：無効もしくは事業所基本台帳に未登録
サービスコード（サービス種類）：無効もしくはサービス台帳に未登録
サービス事業所番号（支援事業所）：無効もしくはサービス台帳に未登録

 ポイント！ 事業所台帳、事業所基本台帳、サービス台帳
都道府県は国保連合会に以下のような事業所の情報を登録しています。
事業所基本台帳・・・事業所番号、指定／基準該当等区分コード等を登録
サービス台帳・・・事業所のサービス種類ごとの届出情報等を登録
事業所基本台帳とサービス台帳を総称して事業所台帳と呼びます。

原因・・ADD0については、給付管理票作成時にサービス事業所の番号を誤って入力（記入）した為、都道府県が国保連合会へ登録している事業所台帳に該当するものがない場合、または、サービス事業所の番号が変更になっているのに前の番号を入力（記入）した等の場合にエラーになります。
その他、請求明細書等を提出した事業所が、自事業所の番号を間違えた場合にエラーとなります。
ADD1については、ADD0と同様入力（記入）誤り等でエラーになったものですが、入力（記入）した事業所は事業所台帳に登録されているが取り扱っているサービス（訪問介護・訪問看護等）が登録されていないことでエラーになったものです。
対応・・サービス事業所番号の入力（記入）に誤りがないか、番号が変更になっていないか等を確認し、誤りがあれば修正して再提出します。
誤りが無い場合は、都道府県が国保連合会へ事業所を登録する際の誤りや登録漏れ、又は事業所が都道府県への申請の際にサービス種類の記入誤り等の可能性がありますので、都道府県へ照会して下さい。

「備考」欄 エラーコード=ADD1となる給付管理票の例 (この給付管理票を提出すると前ページの「請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表」が国保連合会から送付されます。)

様式第十一												給付管理票 (平成30年4月分)															
保険者番号						保険者名						作成区分															
9 9 0 0 0 0						△△市						① 居宅介護支援事業者作成 2 被保険者自己作成 3 介護予防支援事業者作成・地域包括支援センター作成															
被保険者番号						被保険者氏名						居宅介護／介護予防支援事業所番号															
0 0 0 0 0 0 0 0 0 1						フリガナ カゴ 知 介護 太郎						9 9 7 0 0 0 0 0 0 0															
生年月日						性別						担当介護支援専門員番号															
明・大・昭 5 年 5 月 5 日						男・女						9 9 0 0 0 0 0 0 1															
事業対象者 要支援1・2 要介護1・②・3・4・5						要支援・要介護状態区分等						居宅介護／介護予防支援事業者の事業所名															
居宅サービス・介護予防サービス・ 総合事業 支給限度基準額						限度額適用期間						□□介護事業所															
19616 単位／月						平成 30 年 1 月 ~ 平成 30 年 12 月						支援事業者の 事業所所在地及び連絡先															
												△△県△△市△△町1-2-3															
委託 した場合						委託先の支援事業所番号																					
												介護支援専門員番号															
居宅サービス・介護予防サービス・総合事業																											
サービス事業者の 事業所名				事業所番号 (県番号―事業所番号)								指定／基幹該当／ 地域密着型 サービス／ 総合事業識別				サービス 種類名				サービス 種類コード				給付計画単位数			
A事業所				4 8 7 0 0 0 0 0 0 1								指定・基幹該当・ 地域密着・ 総合事業				訪問介護				1 1				2 3 1 0			
B事業所				4 8 7 0 0 0 0 0 0 2								指定・基幹該当・ 地域密着・ 総合事業				通所介護				1 5				1 7 4 8			
B事業所				4 8 7 0 0 0 0 0 0 2								指定・基幹該当・ 地域密着・ 総合事業				短期入所生活介護				2 1				5 6 7 5			
												指定・基幹該当・ 地域密着・															

誤：B事業所
正：C事業所

国保連合会は、給付管理票に入力（記入）されている事業所番号が、事業所台帳（都道府県が国保連合会に登録している事業所の情報）に該当するか点検します。
該当する事業所がない場合ADD0エラーとなります。

事業所台帳
(都道府県が国保連合会に登録している事業所の情報)

事業所名	事業所番号	サービス種類コード
A事業所	4870000001	11 訪問介護
B事業所	4870000002	15 通所介護
C事業所	4870000003	21 短期入所生活介護

国保連合会は、給付管理票に入力（記入）されているサービスが事業所台帳（都道府県が国保連合会に登録している事業所の情報）のサービス種類コードに該当するか点検します。
該当する事業所がない場合ADD1エラーとなります。

エラーの原因と対応

原因・・・
3行目の「サービス事業者の事業所名」と「事業所番号」に“C事業所”と入力（記入）するべきであったが、誤って“B事業所”と入力（記入）したため、ADD1エラーとなっています。
対応・・・
3行目のサービス事業所を“C事業所”と修正して再提出して下さい。

←→ 突合を行う箇所
←..... 国保連合会が点検時に見る箇所

「備考」欄 エラーコード=ADD2

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

平成30年5月審査分

平成30年5月31日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000	0000000001	請	H30.4	17		1,250	A	証記載保険者番号：当該保険者等情報が保険者台帳等に未登録	ADD2

内容・・・証記載保険者番号：当該保険者等情報が保険者台帳等に未登録

原因・・・保険者番号を誤って入力（記入）した（介護保険の保険者として登録されていない保険者番号等）場合にエラーとなります。

対応・・・保険者番号を確認、修正して再請求して下さい。

「備考」欄 エラーコード=ADDA

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

平成30年5月審査分

平成30年5月31日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000	0000000001	請	H30.4	16		2,400	A	証記載保険者番号：有効期間外の保険者	ADDA
△△市	かこゝ 知う								

内容・・証記載保険者番号：有効期間外の保険者

原因・・サービス提供年月時点において、請求明細書に記載された保険者が市町村合併等により既に存在していない場合に発生します。

対応・・サービス月の入力（記入）に誤りがないか確認して下さい。間違っていれば正しいサービス月を入力（記入）して再請求します。

サービス月の入力（記入）が正しい場合は、利用者に新しい（正しい）保険者番号、被保険者番号を確認して入力（記入）し再請求します。この時、保険者番号だけを正しくし、被保険者番号は元の番号で請求している例がありますが、多くの場合被保険者番号も新しくなります。保険者番号、被保険者番号両方を確認して下さい。

「備考」欄 エラーコード＝AEE2

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

平成30年5月審査分

平成30年5月31日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かこ 知	請	H30.4	11		4,637	A	サービス実日数：日数が期間を超過	AEE2

内容・・・サービス実日数：日数が期間を超過

原因・・・サービス開始年月日、中止年月日（入所年月日、退所年月日）から計算したサービス可能日数より「介護給付費請求明細書」のサービス実日数が多い場合にエラーとなります。

対応・・・介護給付費請求明細書のサービス開始年月日や中止年月日（入所年月日、退所年月日）を確認して、再請求して下さい。

「備考」欄 エラーコード＝AEE2となる請求明細書の例 (この請求明細書を提出すると前ページの「請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表」が国保連合会から送付されます。)

開始年月日	平成	3	0	年	4	月	2	1	日	中止年月日	平成			年			月			日
中止理由	1.非該当 3.医療機関入院 4.死亡 5.その他 6.介護老人福祉施設入所 7.介護老人保健施設入所 8.介護療養型医療施設入院 9.介護医療院入所																			

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード						単位数			回数	サービス単位数				公費分回数	公費対象単位数				摘要
	身体介護 1	1	1	1	1	1	1	2	4	8	1	0		2	4	8	0				
	身体介護 1・夜	1	1	1	1	1	2	3	1	0		3		9	3	0					
	身体介護 1・深	1	1	1	1	1	3	3	7	2		3		1	1	1	6				

給付費明細欄 (住所地特例対象者)	サービス内容	サービスコード						単位数								回数					設所在	摘要
																					保険者番号	

請求額集計欄	①サービス種類コード (②の名称)	1	1																			
	③サービス実日数	1	6	日		日		日		日												
	④計画単位数			4	5	2	6															
	⑤限度額管理対象単位数			4	5	2	6															
	⑥限度額管理対象外単位数						0															
	⑦給付単位数 (④⑤のうち少ない数) + ⑥			4	5	2	6															
	⑧公費分単位数																					
	⑨単位数単価	1	0	0	0	円/単位			円/単位			円/単位			円/単位			円/単位	合計			
	⑩保険請求額		4	0	7	3	4															
	⑪利用者負担額			4	5	2	6															
	⑫公費請求額																					
	⑬公費分本人負担																					

エラーの原因と対応

原因・・

請求額集計欄(集計情報)の「サービス実日数」に“10日”と入力(記入)するつもりであったが、誤って“16日”と入力(記入)したため、AEE2エラーとなります。

対応・・

請求額集計欄(集計情報)の「サービス実日数」を“10日”と修正して再提出して下さい。

←→ 突合を行う箇所

←..... 国保連合会が点検時に見る箇所

「備考」欄 エラーコード＝A E E A

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

平成30年5月審査分

平成30年5月31日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かこ ちの	請	H30.4	11		4,620	A	開始年月日：年月日がサービス提供年月の期間外	A E E A

内容・・・開始年月日、中止年月日、入所（院）年月日、退所（院）年月日：年月日がサービス提供年月の期間外

原因・・・「介護給付費請求明細書」の開始年月日、入所（院）年月日にサービス提供年月よりも後の日付が入力（記入）されている場合や中止年月日、退所（院）年月日にサービス提供年月よりも前の日付が入力（記入）されている場合にエラーとなります。

対応・・・介護給付費請求明細書の開始年月日、中止年月日、入所（院）年月日、退所（院）年月日を確認して、再請求して下さい。

「備考」欄 エラーコード＝AEF0（エーイーエフゼロ）・AEFA・AEFB

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

平成30年5月審査分

平成30年5月31日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 A市	0000000001 カゴ 知	請	H30.4	17	1001	700	B	日数回数：明細が受給可能日数超過	AEFB
990000 A市	0000000001 カゴ 知	請	H30.4	17	1003	1,300	B	日数回数：明細が受給可能日数超過	AEFB
990000 A市	0000000001 カゴ 知	請	H30.4	17		2,000	B	サービス実日数：市町村認定の利用可能日数超過	AEF0



ポイント！ 受給者台帳

保険者（市町村）は国保連合会に以下のような受給者の情報を登録しています。

受給者台帳・・・被保険者番号、氏名、生年月日、性別、要介護状態区分、認定有効期間、
居宅サービス計画作成区分・作成事業所番号、住所地特例等を登録

内容・・・①AEF0 サービス実日数、日数回数：市町村認定の利用可能日数超過
②AEFA 日数回数：集計値がサービス実日数超過
③AEFB 日数回数：明細が受給可能日数超過

原因・・・①AEF0 利用者が月の途中で要介護の認定を受けた場合や、月の途中で資格を喪失した場合、当該月でのサービス可能日数より請求されたサービス日数が多い場合にエラーとなります。
②AEFA 「介護給付費請求明細書」の中で、明細情報（給付費明細欄）の日数・回数を集計した値が集計情報（請求額集計欄）のサービス実日数より大きい場合にエラーとなります。
③AEFB 「AEF0」と同じエラーですが、このエラーはサービスコード“17”「福祉用具貸与」又は“67”「予防福祉用具貸与」の場合のみ発生します。

対応・・・AEF0・AEFBについては、利用者の受給者証等で認定日、喪失日を確認して下さい。喪失日については、転居等で、保険者が変更になっていることがあります。また、保険者が喪失日を間違えていることもありますので、利用者に確認すると共に、必要があれば保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）へも照会して下さい。

AEFAについては、「介護給付費請求明細書」明細欄の日数・回数、集計欄のサービス実日数を確認して下さい。

「備考」欄 エラーコード=AEF0、AEFBとなる請求明細書の例

(この請求明細書を提出すると前ページの「請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表」が国保連合会から送付されます。)

被保険者	被保険者番号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	(フリガナ)	カゴ タロウ										
	氏名	介護 太郎										

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード		単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要	
	車いす貸与	1	7	1	0	0	1	3	0	12345-123456
	特殊寝台貸与	1	7	1	0	0	3	3	0	01234-567890

給付費明細欄 (住所地利 対象者)	サービス内容	単位数	回数	サービス	摘要

請求額集計欄	①サービス種類コード (名称)	1	7									
	③サービス実日数	3	0	日								
	④計画単位数			2	0	0	0					
	⑤限度額管理対象単位数			2	0	0	0					
	⑥限度額管理対象外単位数					0						
	⑦給付単位数 (④⑤のうち少ない数) + ⑥			2	0	0	0					
	⑧公費分単位数											
	⑨単位数単価	1	0	0	0	円/単位						
	⑩保険請求額			1	8	0	0	0				
	⑪利用者負担額			2	0	0	0					
	⑫公費請求額											
	⑬公費分本人負担											

受給者台帳 (保険者(A市)が国保連合会に登録している受給者の情報)			
保険者番号	被保険者番号	被保険者名	資格喪失日
990000	0000000001	カゴ タロウ	20180426

※カゴ タロウは4月26日にA市の介護保険資格を喪失
4月は、4月1日～4月25日までの25日間サービスを受けられる

給付率 (100)	
保険	9 0
公費	
合計	1 8 0 0 0
	2 0 0 0

エラーの原因と対応

原因・・・
利用者が月の途中で転居し、A市の介護保険資格を喪失したが、30日分請求したため、AEFB・AEF0エラーとなっています。

対応・・・
「回数」と「サービス実日数」を“25日”と修正して再請求して下さい。
残りの5日分は転居後の保険者番号・被保険者番号で請求して下さい。

←→ 突合を行う箇所

←..... 国保連合会が点検時に見る箇所

「備考」欄 エラーコード＝AEFJ

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

平成30年5月審査分

平成30年5月31日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	請	H30.4	51	1111	11,540	B	日数回数：サービス可能な日数を超過	AEFJ
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	請	H30.4	51	1111	11,540	B	サービス実日数：サービス可能な日数を超過	AEFJ

内容・・・日数回数、サービス実日数：サービス可能な日数を超過

原因・・・主な原因として以下のことが考えられます。

- ① 「介護給付費請求明細書」の中で、明細情報（給付費明細欄）の日数・回数を集計した値が、入所（院）年月日～退所（院）年月日（開始年月日～中止年月日）の日数より大きい場合。
- ② 「介護給付費請求明細書」の中で、集計情報（請求額集計欄）のサービス実日数が、入所（院）年月日～退所（院）年月日（開始年月日～中止年月日）の日数より大きい場合。

対応・・・「介護給付費請求明細書」明細欄の日数・回数、入所（院）年月日・退所（院）年月日、開始年月日・中止年月日を確認して下さい。

「備考」欄 エラーコード＝AG06

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

平成30年5月審査分

平成30年5月31日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000	0000000001	請	H30.4	52	6100	475	B	資格:摘要が記載されていません。	AG06
△△市	カゴ 知								

内容・・・AG06 資格：摘要が記載されていません。

原因・・・所定疾患施設療養費等レコードの摘要欄に入力（記入）が必要なサービスを請求していますが、摘要欄が未入力（未記入）となっています。

対応・・・摘要欄に必要事項の入力（記入）が必要なサービスは「介護給付費請求書等の記載要領について（平成13年11月16日老老発31号 厚生労働省老健局老人保健課長通知）」に掲載されています。内容を確認して、入力（記入）または修正して再請求して下さい。

「備考」欄 エラーコード＝AH01、AH02

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 99B0000000

平成30年5月審査分

平成30年5月31日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	請	H30.4	55	1001	6,940	B	資格:基本摘要情報が記載されていません。	AH01
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	請	H30.4	55	1021	6,840	B	資格:摘要種類コードにDPCコード(疾患コード)が記載されていません。	AH02

内容・・・①AH01 資格：基本摘要情報が記載されていません。

②AH02 資格：摘要種類コードにDPCコード（疾患コード）が記載されていません。

原因・・・①AH01 基本摘要欄に入力（記入）が必要なサービスを請求していますが、基本摘要欄が未入力（未記入）となっています。

②AH02 基本摘要欄に利用者状態等コードが入力（記入）されているにも係らず、DPCコード（疾患コード）の入力（記入）がない場合、エラーとなります。

対応・・・基本摘要欄に必要事項の入力（記入）が必要なサービスは基本摘要欄記載事項に掲載しています。確認して、入力（記入）または修正して再請求して下さい。



ポイント！ 基本摘要情報とは、請求明細書様式第四の三、第四の四、及び第九の二の以下の部分となります。

基本摘要	摘要種類		内容
	0	1	
			DPCコード（6桁） 110280



ポイント！ 基本摘要情報に入力（記入）されているDPCコード（疾患コード）のフォーマットに誤りがある場合は「AB09エラー」、利用者状態等コードのフォーマットに誤りがある場合は「AB10エラー」と出力されます。

「備考」欄 エラーコード=ANNO（エーエヌエヌゼロ）

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

平成30年5月審査分

平成30年5月31日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	給	H30.4	11		1,350	B	様式番号：同月に同じ給付管理票（新規）を提出済	ANNO
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	給	H30.4	17		1,450	B	様式番号：同月に同じ給付管理票（新規）を提出済	ANNO
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	給	H30.4			2,800	B	様式番号：同月に同じ給付管理票（新規）を提出済	ANNO

1つの給付管理票につきサービス種類ごとのエラー
と合計欄のエラーがセットで出力されます。

内容・様式番号：同月に同じ給付管理票（新規）を提出済

原因・該当の給付管理票と同一被保険者、同一サービス提供年月の給付管理票が既に国保連合会に登録されている場合にこのエラーとなり、原因として以下のことが考えられます。

- ① 伝送時に同一の給付管理票ファイルを複数回送信した場合。媒体（CD-R等）に同一の給付管理票ファイルを複数回登録した場合も同じ。
- ② 伝送で、一度給付管理票を送信したが、送信後に誤りに気づき訂正して再度送信した場合。媒体（CD-R等）も同様に、媒体に登録後、再度訂正したデータを登録した場合。
- ③ 月の途中で居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが変更となった場合。
この場合、制度上その月の末日時点の居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターのみが給付管理票を提出することになりますが、変更前の居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが誤って給付管理票を提出した場合にこのエラーになることがあります。（月の途中で保険者が変わったため居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが変わった場合等は、この条件に該当しません）
- ④ 他の利用者の保険者番号や被保険者番号を誤って入力（記入）した給付管理票と同一被保険者（入力間違いをした保険者番号、被保険者番号の被保険者）の正しい給付管理票を一緒に提出した場合。



ポイント！ エラーコード=ANNOは当月審査分における重複、エラーコード=ANNJは当月審査分と過去の審査で決定した分の重複です。

対応・①の場合は、既に正しい給付管理票が登録されていると思われます。この場合は再提出の必要はありません。

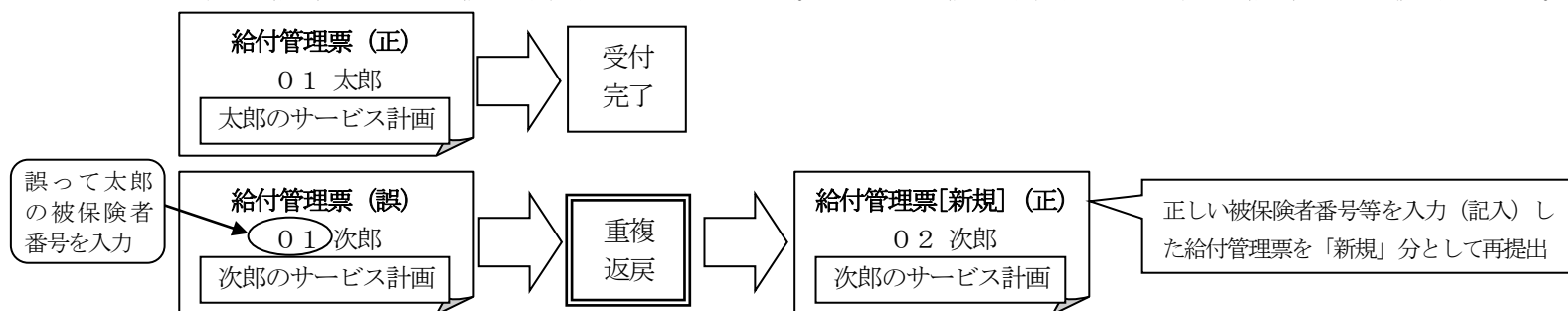
②の場合は、返戻となった給付管理票が正しいものか確認し、正しいものであれば登録された給付管理票は間違っているので翌月「修正」で提出します。返戻となった給付管理票が間違った給付管理票であれば、正しい給付管理票が登録されているので再提出の必要はありません。

③の場合は、月末時点の居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが給付管理票を提出します。変更前の居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターは給付管理票を提出できません。

④の場合で、返戻となった給付管理票が誤って被保険者番号等を入力（記入）したものであれば、正しい被保険者番号等を入力（記入）した給付管理票を「新規」分として次回再提出します。また、正しい給付管理票が返戻となり誤った給付管理票が登録された場合は、誤って登録された被保険者番号を入力（記入）した給付管理票を「取消」分として次回再提出します。取消されたことを確認後、正しい被保険者番号等を入力（記入）した給付管理票を「新規」分として再提出して下さい。

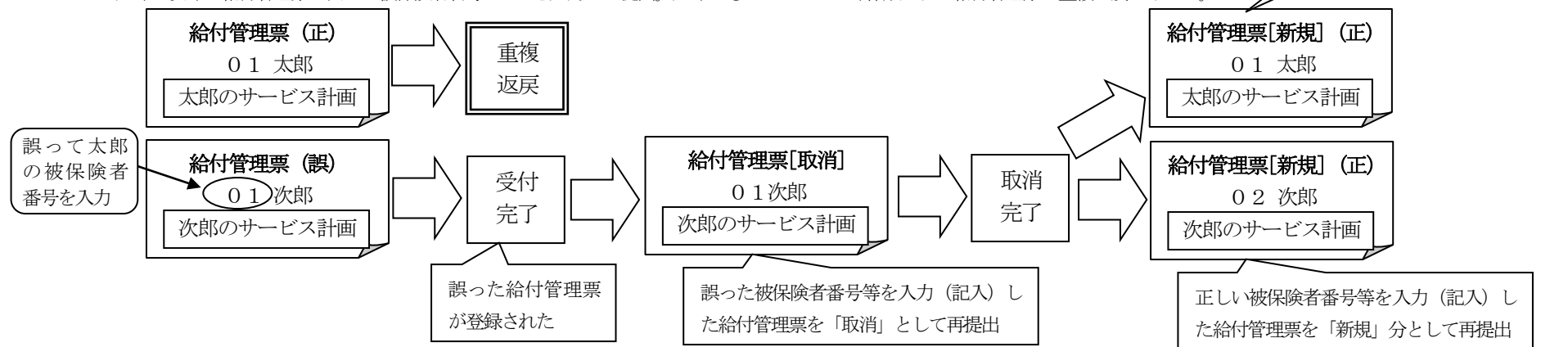
- ・返戻となった給付管理票が誤った被保険者番号等を入力（記入）したものである場合

太郎と次郎の給付管理票に同一の被保険者番号“01”を入力して提出。誤って太郎の被保険者番号を入力した次郎の給付管理票が重複返戻となった。



- ・返戻となった給付管理票が正しい被保険者番号等を入力（記入）したものである場合

太郎と次郎の給付管理票に同一の被保険者番号“01”を入力して提出。太郎のものとして正しく作成された給付管理票が重複返戻となった。



請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

平成30年5月審査分

平成30年5月31日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かこ 知	請	H30.4	17		1,350	B	様式番号：同月に同じ請求明細書を提出済	ANN2
990000 △△市	0000000002 かこ ジ	請	H30.4	17		1,450	B	様式番号：同月に同じ請求明細書を提出済	ANN2

内容・様式番号：同月に同じ請求明細書を提出済

原因・同一月に同じ請求明細書が複数請求された場合にこのエラーとなり、主な原因として以下のことが考えられます。

- ① 伝送時に同一の請求書ファイルを複数回送信した場合。媒体（CD-R等）に同一の請求書ファイルを複数回登録した場合も同じ。
- ② 伝送で、一度請求明細書を送信したが、送信後に誤りに気づき訂正して再度送信した場合。媒体（CD-R等）も同様に、媒体に登録後、再度訂正したデータを登録した場合。
- ③ 他の利用者の保険者番号や被保険者番号を誤って入力（記入）した請求明細書と同一被保険者（入力間違いをした保険者番号、被保険者番号の被保険者）の正しい請求明細書を一緒に請求した場合。
- ④ 国保連合会で「保留」になっている請求明細書を再請求した場合。

対応・①の場合は、請求明細書は複数請求されても1件は登録される（支払される）ので、再請求の必要はありません。

②の場合、正しい請求明細書が返戻（この返戻一覧表に載っている）された場合は、間違っている請求明細書が登録されている（支払されている）ので、取下げ（過誤）の手続きをして、介護給付費過誤決定通知書で取下げ（過誤）が完了したのを確認後、再請求をして下さい。通常は取下げ（過誤）依頼をしてから介護給付費過誤決定通知書に載るまで2～3ヶ月かかります。

③の場合、正しい請求明細書が返戻された場合は、誤って入力（記入）した請求明細書は、正しい保険者番号、被保険者番号に修正して次回請求しますが、返戻された正しい請求明細書は誤って入力した請求明細書が登録されているため、取下げ（過誤）終了後再提出して下さい。

④の場合、保留期間中は、請求明細書を再請求する必要はありません。該当利用者の居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターへ連絡をして、給付管理票を「新規」で国保連合会へ提出するように依頼して下さい。

「保留」の原因と対応については、「エラーコード=保留・返戻」を参照して下さい。

 ポイント！ エラーコード=ANN2は当月審査分における重複、エラーコード=ANN4、ANNMIは当月審査分と過去の審査で決定した分の重複です。

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

平成30年5月審査分

平成30年5月31日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	請	H30.4	17		1,350	B	様式番号：過去に同じ請求明細書を提出済	ANN4
990000 △△市	0000000002 カゴ ジ	請	H30.4	11		1,450	B	様式番号：過去に同じ請求明細書を提出済	ANN4
990000 △△市	0000000002 カゴ ジ	請	H30.4	11		1,450	B	サービス種類：支援事業所に給付管理票の修正依頼が必要	ANNM

ANNMエラーはANN4エラーとセットで出力されます。

内容・①ANN4 様式番号：過去に同じ請求明細書を提出済

②ANNM サービス種類：支援事業所に給付管理票の修正依頼が必要

原因・①ANN4 前月以前に同じ介護給付費を請求し、支払が完了されている請求明細書がある場合にこのエラーが発生します。主な原因として以下のことが考えられます。

- 既に請求支払が終わった請求明細書を、請求していないと思って月遅れで請求した場合。
- 既に請求支払が終わった請求明細書の請求間違いに気づき、取下げ（過誤）の手続きをしないまま、再請求した場合。
- 他の利用者の保険者番号や被保険者番号を誤って入力（記入）した場合。

②ANNM 前月以前に同じ介護給付費を請求し、給付管理票と突合審査を行った結果全額マイナス（0決定）しているのに再請求した場合。

対応・①（1）の場合、既に請求支払が終了していますので、再請求する必要はありません。

①（2）の場合、請求明細書の取下げ（過誤）の手続きをして、介護給付費過誤決定通知書で過誤になったのを確認後、再請求をして下さい。

通常は取下げ（過誤）依頼をしてから介護給付費過誤決定通知書に載るまで2～3ヶ月かかります。

①（3）の場合、正しい保険者番号、被保険者番号等を入力（記入）した請求明細書を再請求します。

②ANNMの場合、過去の審査で決定した請求明細書に誤りがなければ、再請求する必要はありません。該当利用者の居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターへ連絡をして、給付管理票を「修正」で国保連合会へ提出するように依頼して下さい。



ポイント！ エラーコード=ANN2は当月審査分における重複、エラーコード=ANN4、ANNMは当月審査分と過去の審査で決定した分の重複です。

「備考」欄 エラーコード=ANN7

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

平成30年5月審査分

平成30年5月31日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かこ 知	給	H30.4	17		1,350	B	様式番号：同月に市町村等による過誤調整を実施済	ANN7

内容・・・様式番号：同月に市町村等による過誤調整を実施済

原因・・・給付管理票の「修正」を提出した月と同じ月に「サービス種類」欄に表示されているサービスの請求明細書の過誤処理が行われているため返戻となりました。

対応・・・翌月に再請求をして下さい。

「備考」欄 エラーコード=ANN9

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

平成30年5月審査分

平成30年5月31日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	給	H30.4	11		1,000	B	様式番号：給付管理票の作成区分新規での提出が必要	ANN9
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	給	H30.4	15		2,450	B	様式番号：給付管理票の作成区分新規での提出が必要	ANN9
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	給	H30.4			3,450	B	様式番号：給付管理票の作成区分新規での提出が必要	ANN9

1つの給付管理票につきサービス種類ごとのエラー
と合計欄のエラーがセットで出力されます。

内容・・様式番号：給付管理票の作成区分新規での提出が必要

原因・・給付管理票を「修正」（給付管理票情報作成区分コード＝2）として入力（記入）したものを提出しているが、修正の対象となる給付管理票が国保連合会に登録されていない場合。

給付管理票の提出漏れや、提出したが返戻されている、または単純な入力（記入）間違いが考えられます。

対応・・返戻された給付管理票の保険者番号・被保険者番号・サービス年月に誤りが無い場合は、「修正」ではなく「新規」（給付管理票情報作成区分コード＝1）分として再提出します。

「備考」欄 エラーコード=ANNJ

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

平成30年5月審査分

平成30年5月31日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	給	H30.4	11		1,350	B	様式番号：過去に同じ給付管理票（新規）を提出済	ANNJ
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	給	H30.4	17		1,450	B	様式番号：過去に同じ給付管理票（新規）を提出済	ANNJ
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	給	H30.4			2,800	B	様式番号：過去に同じ給付管理票（新規）を提出済	ANNJ
1つの給付管理票につきサービス種類ごとのエラーと合計欄のエラーがセットで出力されます。									

内容・・・様式番号：過去に同じ給付管理票（新規）を提出済

原因・・・前月以前に、該当の給付管理票と同一被保険者、同一サービス提供年月の給付管理票が既に国保連合会に登録されている場合にこのエラーとなります。主な原因として以下のことが考えられます。

- ① 今回請求した年月より前に、既に同一内容の給付管理票を提出していたが、誤って再提出した場合。
- ② 給付管理票を「修正」で提出しなければならないのに、「新規」分として提出した場合。
- ③ 他の利用者の保険者番号や被保険者番号を誤って入力（記入）した場合。

対応・・・①の場合は、既に正しい給付管理票が登録されていると思われます。この場合は再提出の必要はありません。

②の場合は、「修正」の給付管理票を作成して提出します。

③の場合は、返戻となった給付管理票が誤って被保険者番号等を入力（記入）したものであれば、正しい被保険者番号等を入力（記入）した給付管理票を「新規」分として次回再提出します。反対に正しい給付管理票が返戻となり誤った給付管理票が登録された場合は、誤って登録された被保険者番号を入力（記入）した給付管理票を「取消」分として次回再提出します。取消されたことを確認後、正しい被保険者番号等を入力（記入）した給付管理票を「新規」分として再提出して下さい。具体例は“エラーコード=ANN0”の対応④を参照して下さい。



ポイント！ エラーコード=ANN0は当月審査分における重複、エラーコード=ANNJは当月審査分と過去の審査で決定した分の重複です。

「備考」欄 エラーコード=ANNK

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

平成30年5月審査分

平成30年5月31日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かこ たち	給	H30.4	11		1,350	B	サービス種類：給付管理票内でサービス情報が重複	ANNK

内容・・・サービス種類：給付管理票内でサービス情報が重複

原因・・・提出された給付管理票内に同じサービス種類・同じ事業所番号を2つ以上入力（記入）した場合にこのエラーとなります。

対応・・・同じサービス種類、同じ事業所番号の計画単位数を1つにまとめ、「新規」の給付管理票を作成して提出して下さい。

「備考」欄 エラーコード=ANNL

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

平成30年5月審査分

平成30年5月31日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	請	H30.4	11		1,350	B	サービス種類：請求明細書内の情報が重複	ANNL
990000 △△市	0000000002 カゴ ジ	請	H30.4	59	2111	5,000	B	明細行番号：請求明細書内の情報が重複	ANNL

内容・・・サービス種類、明細行番号：請求明細書内の情報が重複

原因・・・提出された介護給付費請求明細書内に同じ情報を2つ以上入力（記入）した場合にこのエラーとなります。主な原因として以下のことが考えられます。

- ① 「介護給付費請求明細書」の集計情報（請求額集計欄）に、同じサービス種類を2つ以上入力（記入）した場合。
- ② 「介護給付費請求明細書」の社会福祉法人等による軽減欄に、同じサービス種類を2つ以上入力（記入）した場合。
- ③ 「介護給付費請求明細書」の緊急時施設療養費欄、所定疾患施設療養費欄、特定診療費欄、特別療養費欄、緊急時施設診療費欄、特別診療費欄、特定入所者介護サービス費欄に、同じ明細行番号（レコード順次番号）を2つ以上入力（記入）した場合。

対応・・・同じサービス種類、同じ明細行番号の単位数を1つにまとめ、介護給付費請求明細書を再請求して下さい。

「備考」欄 エラーコード=ASS5、ASS6

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

平成30年5月審査分

平成30年5月31日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 A市	0000000001 カゴ 知	請	H30.4	59	5311	41,400	B	負担限度額：市町村認定の負担限度額と相違	ASS6
990000 A市	0000000001 カゴ 知	請	H30.4	59	5311	41,400	B	保険分請求額：市町村認定の負担限度額と相違	ASS6

内容・①ASS5 利用者負担額、保険分請求額：請求金額等計算値超過

②ASS6 負担限度額、保険分請求額：市町村認定の負担限度額と相違

原因・①ASS5 特定入所者介護サービス費の保険及び公費請求額と利用者負担額が審査により検算した値を超えている場合にエラーとなります。

②ASS6 保険者（市町村）が国保連合会に登録している利用者の特定入所者負担限度額（食費・居住費／第1段階～第3段階）と事業所が請求明細書に入力（記入）している負担限度額が異なる場合にエラーとなります。

ただし、「保険者が国保連合会に登録している負担限度額」>「請求明細書に入力（記入）されている負担限度額」の場合はエラーとなりません。

また、認定内容が月途中で変更になった場合は月末時点の認定内容が基準となります。

<例>

4月 1日～4月12日 食費負担限度額300円

4月13日～ 食費負担限度額390円

⇒4月分全て食費負担限度額390円で請求することとなります。

対応・①の場合は、返戻（保留）一覧表の「内容」欄に表示されているエラー個所を見て、該当のエラー個所について計算が正しく行われているか確認し、請求明細書を訂正して再請求して下さい。

②の場合は、利用者の特定入所者認定内容を確認の上、請求が間違っていれば請求明細書を訂正して再請求して下さい。確認の結果、請求内容に誤りが無ければ、保険者が国保連合会に登録している内容が誤っている場合がありますので、該当保険者（市町村又は福祉事務所の介護保険担当係）へ照会して下さい。

「備考」欄 エラーコード=ASS6となる請求明細書の例 (この請求明細書を提出すると前ページの「請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表」が国保連合会から送付されます。)

被保険者	被保険者番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 1
	(フリガナ)	カゴ 知
	氏名	介護 太郎

給付費明細欄

サービス内容	サービスコード						単位数				回数 日数	サービス単位数					公費分 回数等	公費対象単位数					摘要						
療養型Ⅰiv3	5	3	2	2	7	1	1	0	7	1	3	0	3	2	1	3	0												
受給者台帳 (保険者（A市）が国保連合会に登録している受給者の情報) <table><tr><th>被保険者番号</th><th>被保険者名</th><th>負担限度額（食費）</th></tr><tr><td>0000000001</td><td>カゴ 知</td><td>390円</td></tr></table> ① 国保連合会は、保険者が国保連合会に登録している負担限度額を確認し、請求明細書の負担限度額と異なる場合は、「保険者が国保連合会に登録している負担限度額」に訂正します。																								被保険者番号	被保険者名	負担限度額（食費）	0000000001	カゴ 知	390円
被保険者番号	被保険者名	負担限度額（食費）																											
0000000001	カゴ 知	390円																											

サービス内容	サービスコード	費用単価(円)	負担限度額	日数	費用額(円)	保険分	公費日数	公費分	利用者負担額
療養施設食費	5 9 5 3 1 1	1 3 8 0	3 0 0	3 0	4 1 4 0 0	3 2 4 0 0			9 0 0 0
合計					4 1 4 0 0				9 0 0 0
					保険分 請求額(円)	3 2 4 0 0	公費分 請求額		公費分本人負担月額

②訂正した負担限度額を元に国保連合会システムで再計算します。

費用単価：1,380、負担限度額：390、日数：30、費用額：41,400、保険分：29,700、利用者負担額：11,700

エラーの原因と対応

原因・・・

保険者が国保連合会に登録している利用者の特定入所者負担限度額と事業所が請求明細書に入力(記入)している負担限度額が異なっています。

請求明細書に入力(記入)されている保険分請求額“32,400円”の方が、負担限度額を訂正して再計算した請求額“29,700円”より大きいため、**ASS6エラー**となっています。

対応・・・

負担限度額、保険分、利用者負担額を修正して再請求して下さい。

請求内容に誤りがない場合は、保険者が国保連合会に登録している内容に誤りがないか保険者へ照会して下さい。

←→ 突合を行う箇所

←..... 国保連合会が点検時に見る箇所

「備考」欄 エラーコード=ASSA

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

平成30年5月審査分

平成30年5月31日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 A市	0000000001 カゴ 知	請	H30.4	51		22,599	B	保険単位数合計：記載された値が計算値を超過	ASSA
990000 A市	0000000001 カゴ 知	請	H30.4	51		22,599	B	保険請求額：記載された値が計算値を超過	ASSA
990000 A市	0000000001 カゴ 知	請	H30.4	51		22,599	B	保険利用者負担額：記載された値が計算値を超過	ASSA

内容・・保険単位数合計、保険請求額、保険利用者負担額：記載された値が計算値を超過

保険請求額、保険利用者負担額の値が、審査により検算した値を超えています。

原因・・このエラーについては、エラーとなった個所により様々な原因が考えられますので、「内容」欄に表示されている個所をみて原因を判断する必要があります。
基本的には本会のシステムで、検算（例えば、サービス内容の単位数×回数 の合計値が正しく入力されているか）し、システムで検算した値より請求明細書の値が多い場合にエラーとなります。

対応・・返戻（保留）一覧表の「内容」欄の“記載された値が計算値を超過”の前に表示されているエラー個所をみて、該当のエラー個所について計算が正しく行われているか確認し、計算値等が誤っていれば修正して再請求します。

【備考】欄 エラーコード=ASSAとなる請求明細書の例（この請求明細書を提出すると前ページの「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」が国保連合会から送付されます。）

被保険者	被保険者番号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	(フリガナ)	カゴ 知										
	氏名	介護 太郎										

①単位数×回数の合計値が誤っている。
(正) $695 \times 30 = 20,850$

サービス内容	サービスコード	単位数	回数 日数	サービス単位数	公費分 回数等	公費対象単位数	摘要
福祉施設Ⅱ3	5 1 1 1 3 5	6 9 5	3 0	2 2 5 9 9			1
合計				2 2 5 9 9			

区分	保険分	公費分
①単位数合計	2 2 5 9 9	
②単位数単価	1 0 0 0 円/単位	
③給付率	9 0 /100	/100
④請求額（円）	2 0 3 3 9 1	
⑤利用者負担額（円）	2 2 5 9 9	

②国保連合会システムで正しい単位数に訂正します。
(訂正前) 22,599
↓
(訂正後) 20,850
請求明細書に入力（記入）されている単位数合計“22, 599”の方がシステムで計算した単位数合計“20, 850”より大きいため、**ASSAエラー**となります。

③単位数合計（訂正後）、単位数単価、給付率を基に国保連合会システムで再計算します。
単位数合計：20, 850
単位数単価：10. 00円
給付率：90%
請求額：187, 650円
利用者負担額：20, 850円

④請求明細書に入力（記入）されている請求額“203, 391円”の方がシステムで計算した請求額“187, 650円”より大きいため、**ASSAエラー**となります。
同様に、利用者負担額“22, 599円”の方がシステムで計算した利用者負担額“20, 850円”より大きいため、**ASSAエラー**となります。

エラーの原因と対応

原因・・・
請求明細書に入力（記入）されている請求額“203, 391円”の方が、給付率を訂正して再計算した請求額“187, 650円”より大きいため、**ASSAエラー**となっています。

対応・・・
サービス単位数、単位数合計、請求額、利用者負担額を修正し、再請求して下さい。

←→ 突合を行う箇所

←..... 国保連合会が点検時に見る箇所

「備考」欄 エラーコード=ATT5、ATT6、ATT7、ATT8

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

平成30年5月審査分

平成30年5月31日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000	H000000001	請	H30.4	17		600	A	保険請求額：保険請求額>0は誤り（生保単独）	ATT5
△△市	かこゝ 知う								

- 内容・・①ATT5 保険請求額：保険請求額>0は誤り（生保単独）
②ATT6 保険出来高請求額：保険出来高請求額>0は誤り（生保単独）
③ATT7 食事提供費請求額：食事提供費請求額>0は誤り（生保単独）
④ATT8 公費1給付率：公費1給付率0は誤り（生保単独）

原因・・生活保護単独（介護保険との併用でない、被保険者番号がHで始まる）の分として請求した請求明細書について、請求額集計の各欄に金額の入力（記入）がある場合。

通常、生活保護単独の受給者の場合、請求額は全額（100%）が公費（生活保護）への請求になります。

対応・・生活保護単独の受給者で正しい場合は、100%公費請求として公費1欄に入力（記入）し再請求します。

「備考」欄 エラーコード=ATTC

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

平成30年5月審査分

平成30年5月31日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かこゝ 知う	請	H30.4	11		1,040	A	公1給付率：公費給付率＞90以外は誤り	ATTC

内容・・・公1給付率：公費給付率＞90以外は誤り

原因・・・「公費1給付率」欄に90以下の入力（記入）をしているためエラーとなっています。

対応・・・介護給付費請求明細書の「公費1給付率」欄は、“介護保険＋公費1”の給付率を入力（記入）することになっています。
“介護保険＋公費1”の給付率を確認し、修正をして再請求して下さい。

「備考」欄 エラーコード＝１０ＱＦ

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

平成３０年５月審査分

平成３０年５月３１日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

１ 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かこ 知	請	H30.4	15	1241	8,405	B	サービス種類：サービス内容と要介護度不一致	１０ＱＦ
990000 △△市	0000000001 かこ 知	請	H30.4	15	1241	8,405	B	サービス項目：サービス内容と要介護度不一致	１０ＱＦ
								エラーが２つセットで出力されます。	

内容・・・サービス種類、サービス項目：サービス内容と要介護度不一致

原因・・・①「介護給付費請求明細書」に入力（記入）されたサービス内容のサービスコードが、被保険者欄に入力（記入）された要介護度では算定できない場合にエラーとなります。

このエラーとなるサービスは、要介護度によって異なるサービス単位が設定されています。該当被保険者の要介護度より重い要介護度のサービスコードの請求でも、軽い要介護度のサービスコードの請求でもエラーとなります。

②居宅介護支援、介護予防支援については、要介護度ごとにサービスコードが設定されているため、要介護度に合っていないサービスコードはエラーとなります。

対応・・・①の場合は、請求明細書に入力（記入）されたサービスコードに誤りがないかを確認し、正しいサービスコードを入力（記入）して再請求して下さい。

②の場合は、要介護度に応じたサービスコードに修正して再請求します。

「備考」欄 エラーコード＝１２Ｐ０（イチニーピーゼロ）

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

平成３０年５月審査分

平成３０年５月３１日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

１ 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001	請	H30.4	17		1,000	B	証記載保険者番号：市町村の認定情報が未登録（受給者情報）	12P0
990000 △△市	0000000001	請	H30.4	17		1,000	B	被保険者番号：市町村の認定情報が未登録（受給者情報）	12P0
								1つの請求明細書につき証記載保険者番号と被保険者番号のエラーがセットで出力されます。	

内容・・証記載保険者番号、被保険者番号：市町村の認定情報が未登録

原因・・給付管理票や請求明細書に入力（記入）している保険者番号・被保険者番号と、保険者が国保連合会へ登録している保険者番号・被保険者番号を突合し、該当する被保険者がいない場合にこのエラーとなります。主な原因として以下のことが考えられます。

- ① 給付管理票や請求明細書の保険者番号・被保険者番号の入力（記入）誤りがある場合。
- ② 保険者（市町村）が国保連合会に登録している受給者情報に登録漏れや、誤りがある場合。

対応・・給付管理票や請求明細書に入力（記入）した保険者番号・被保険者番号に誤りがないか確認（被保険者証からの転記誤り等も確認）し、①の場合は、正しい番号に修正して再提出します。

入力（記入）内容に誤りがなければ、該当の保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）に照会します。照会の結果②の場合は、保険者が国保連合会へ利用者の登録または修正を行った後に、同一内容の請求明細書等を再提出します。

「備考」欄 エラーコード＝１２Ｐ３

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

平成３０年５月審査分

平成３０年５月３１日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

１ 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	給	H30.4			23,820	B	証記載保険者番号：給管＋償還合計が区分支給限度基準額超過	１２Ｐ３
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	給	H30.4			23,820	B	給付管理票種別区分：給管＋償還合計が区分支給限度基準額超過	１２Ｐ３
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	給	H30.4			23,820	B	被保険者番号：給管＋償還合計が区分支給限度基準額超過	１２Ｐ３
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	給	H30.4			23,820	B	給付合計単位数日数：給管＋償還合計が区分支給限度基準額超過	１２Ｐ３
								1つの給付管理票につき4つのエラーがセットで出力されます。	

内容・・証記載保険者番号、給付管理票種別区分、被保険者番号、給付合計単位数日数：給管＋償還合計が区分支給限度基準額超過

原因・・給付管理票のサービス計画合計単位数 ＋ 償還払いのサービス利用単位数 が、保険者が国保連合会に登録している“利用者の要介護度”に対する「支給限度基準額」を超えているためエラーとなっています。

対応・・償還払いの単位数については、利用者又は該当の保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）へ確認することになりますが、このエラーの場合、給付管理票のサービス計画単位の合計が要介護度別の「支給限度基準額」を超えている場合がほとんどですので、最初に合計単位数と「支給限度額」をチェックして下さい。

「支給限度額」は、給付管理票に入力（記入）している要介護度ではなく、保険者が国保連合会に登録している要介護度で決定されます。そのため、給付管理票上では誤りが無い場合でもエラーとなることがありますので、利用者の要介護度も確認して下さい。

「備考」欄 エラーコード＝１２Ｐ３となる給付管理票の例 （この給付管理票を提出すると前ページの「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」が国保連から送付されます。）

様式第十一

給付管理票（平成３０年４月分）

保険者番号										保険者名											
9 9 0 0 0 0										△△市											
被保険者番号										被保険者氏名											
0 0 0 0 0 0 0 0 0 1										フリガナ カゴ 知の 介護 太郎											
生年月日										性別		要支援・要介護状態区分等									
明・大・㊟ 5 年 5 月 5 日										男・女		事業対象者 要支援１・２ 要介護１・㊟・３・４・５									
居宅サービス・介護予防サービス 総合事業 支給限度基準額										限度額適用期間											
19616 単位／月										平成 30 年 1 月		～		平成 30 年 12 月							

作成区分													
① 居宅介護支援事業者作成 2. 被保険者自己作成 3. 介護予防支援事業者作成・地域包括支援センター作成													
居宅介護／介護予防 支援事業所番号						9 9 7 0 0 0 0 0 0 0							
担当介護支援専門員番号						9 9 0 0 0 0 0 0 1							
居宅介護／介護予防 支援事業者の事業所名						□□介護事業所							
支援事業者の 事業所所在地及び連絡先						△△県△△市△△町１－２－３							
委託 した 場合		委託先の支援事業所番号											
		介護支援専門員番号											

エラーの原因と対応

原因・・・
要介護２の支給限度基準額１９，６１６単位を超える２３，８２０単位を入力（記入）しているため、１２Ｐ３エラーとなっています。
対応・・・
単位数を支給限度基準額１９，６１６単位以内になるよう修正して再提出して下さい。

ポイント！支給限度基準額

要支援１＝ ５，００３単位
事業対象者＝（※）
要支援２＝１０，４７３単位
要介護１＝１６，６９２単位
要介護２＝１９，６１６単位
要介護３＝２６，９３１単位
要介護４＝３０，８０６単位
要介護５＝３６，０６５単位
※要支援１の支給限度基準額を目安とし、市町村が定める支給限度額（要支援２の支給限度額）を超えないものとする。

ポイント！受給者台帳
次ページをご参照下さい。

居宅サービス・介護予防サービス・総合事業																			
サービス事業者の 事業所名	事業所番号 (県番号－事業所番号)										指定／基準該当／ 地域密着型 サービス／ 総合事業識別	サービス 種類名	サービス 種類コード	給付計画単位数					
A事業所	4	8	7	0	0	0	0	0	0	1	指定・基準該当・ 地域密着・ 総合事業	短期入所生活介護	2	1	2	3	8	2	0
受給者台帳 (保険者（A市）が国保連合会に登録している受給者の情報) <table border="1"> <tr> <th>被保険者番号</th> <th>被保険者名</th> <th>要介護状態区分</th> </tr> <tr> <td>0000000001</td> <td>カゴ 知の</td> <td>要介護２</td> </tr> </table> 保険者が国保連合会に登録しているカゴ 知の要介護状態区分“要介護２”の支給限度基準額１９，６１６単位を超える２３，８２０単位を入力（記入）しているため、１２Ｐ３エラーとなります。 誤：２３８２０ 正：１９６１６以内														被保険者番号	被保険者名	要介護状態区分	0000000001	カゴ 知の	要介護２
被保険者番号	被保険者名	要介護状態区分																	
0000000001	カゴ 知の	要介護２																	
合計 2 3 8 2 0																			

⇔ 突合を行う箇所

⋯⋯⋯ 国保連合会が点検時に見る箇所

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000002

平成３０年５月審査分

平成３０年５月３１日

事業所（保険者）名 B支援事業所

１ 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かこゝ 知う	サ	H30.4	43		1000	B	支援事業所番号：市町村の認定情報と不一致（支援事業所）	１２Ｐ４
990000 △△市	0000000001 かこゝ 知う	サ	H30.4	43		1000	B	被保険者番号：市町村の認定情報と不一致（支援事業所）	１２Ｐ４

内容・・・支援事業所番号、被保険者番号：市町村の認定情報と不一致（支援事業所）

原因・・・保険者（市町村）が国保連合会に登録している該当の受給者の“利用者の居宅支援事業所”の番号と請求明細書を提出した事業所番号が違っています。

対応・・・請求した事業所が“利用者の居宅支援事業所”として、該当月以前に保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）に届出をしているか確認して下さい。届出をしていなければ請求できません。

届出をしているにも関わらずエラーになった場合は、保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）に問合せ下さい。保険者の国保連合会への登録が間違っていれば、保険者の修正が終了した後、再請求して下さい。



ポイント！ 受給者台帳

保険者（市町村）は国保連合会に以下のような受給者の情報を登録しています。

受給者台帳・・・被保険者番号、氏名、生年月日、性別、要介護状態区分、認定有効期間、
居宅サービス計画作成区分・作成事業所番号、住所地特例等を登録

「備考」欄 エラーコード＝12P4となる居宅介護支援介護給付費明細書の例

(この居宅介護支援介護給付費明細書を提出すると前ページの「請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表」が国保連合会から送付されます。)

様式第七

居宅介護支援介護給付費明細書

平成		3	0	年		0	4	月分		
公費負担者番号										
保険者番号		9	9	0	0	0	0			
居宅介護 支援事業者	事業所 番号	9	9	7	0	0	0	0	0	2
	事業所 名称	B支援事業所								
	所在地	〒 1 2 3 - 4 5 6 7 △△県△△市△△町1-2-3								
	連絡先	電話番号 012-345-6789								
単位数単価		1	0	0	0	(円/単位)				

項番	被保険者番号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	(フリガナ)	介護 太郎	性別	①. 男 2. 女
	公費受給者番号											氏名	介護 太郎		
	生年月日	1. 明治 2. 大正 ③. 昭和 0 5 年 0 5 月 0 5 日										要介護 状態区分	1・②・3・4・5	認定 有効期間	平成 3 0 年 0 1 月 0 1 日 から 平成 3 0 年 1 2 月 3 1 日 まで
	担当介護支援 専門員番号	9	9	0	0	0	0	0	1	サービス計画 作成依頼 届出年月日	平成 3 0 年 0 1 月 0 1 日				

受給者台帳

(保険者(A市)が国保連合会に登録している受給者の情報)

被保険者番号	被保険者名	居宅サービス作成区分	支援事業所番号
000000001	介護 太郎	1:居宅介護支援事業所作成	A支援事業所

誤: A支援事業所
正: B支援事業所

エラーの原因と対応

原因・・・

「保険者が国保連合会に登録している介護 太郎の支援事業所」と「請求明細書を提出してきた介護 太郎の支援事業所」が一致していないため、12P4エラーとなります。

対応・・・

請求したB支援事業所は、「介護 太郎の支援事業所」として保険者に届出をしているか確認して下さい。届出をしていない場合は、B支援事業所は請求できません。

国保連合会は、「保険者が国保連合会に登録している介護 太郎の支援事業所」と「請求明細書を提出してきた介護 太郎の支援事業所」が一致しているか点検します。不一致の場合、12P4エラーとなります。

←→ 突合を行う箇所

←..... 国保連合会が点検時に見る箇所

「備考」欄 エラーコード＝１２Ｐ５

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

平成３０年５月審査分

平成３０年５月３１日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

１ 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000002 カゴ ジ 叻	給	H30.4	17		2,800	B	対象年月：市町村の認定情報と不一致（作成区分）	１２Ｐ５
990000 △△市	0000000002 カゴ ジ 叻	給	H30.4	17		2,800	B	証記載保険者番号：市町村の認定情報と不一致（作成区分）	１２Ｐ５
990000 △△市	0000000002 カゴ ジ 叻	給	H30.4	17		2,800	B	支援事業所番号：市町村の認定情報と不一致（支援事業所）	１２Ｐ４
990000 △△市	0000000002 カゴ ジ 叻	給	H30.4	17		2,800	B	被保険者番号：市町村の認定情報と不一致（作成区分）	１２Ｐ５
990000 △△市	0000000002 カゴ ジ 叻	給	H30.4	17		2,800	B	計画作成区分：市町村の認定情報と不一致（作成区分）	１２Ｐ５
990000 △△市	0000000002 カゴ ジ 叻	給	H30.4			2,800	B	対象年月：市町村の認定情報と不一致（作成区分）	１２Ｐ５
990000 △△市	0000000002 カゴ ジ 叻	給	H30.4			2,800	B	証記載保険者番号：市町村の認定情報と不一致（作成区分）	１２Ｐ５
990000 △△市	0000000002 カゴ ジ 叻	給	H30.4			2,800	B	支援事業所番号：市町村の認定情報と不一致（支援事業所）	１２Ｐ４
990000 △△市	0000000002 カゴ ジ 叻	給	H30.4			2,800	B	被保険者番号：市町村の認定情報と不一致（作成区分）	１２Ｐ５
990000 △△市	0000000002 カゴ ジ 叻	給	H30.4			2,800	B	計画作成区分：市町村の認定情報と不一致（作成区分）	１２Ｐ５

１つの給付管理票につきサービス種類ごとのエラー
と合計欄のエラーがセットで出力されます。

内容・・計画作成区分等：市町村の認定情報と不一致（作成区分）

原因・・①保険者（市町村）が国保連合会に登録している受給者台帳の“居宅サービス計画作成区分”と一致しません。

②保険者（市町村）が国保連合会に登録している受給者台帳の“利用者の居宅サービス計画作成区分”が“自己作成”となっています。

対応・・給付管理票を提出した居宅介護支援事業所が“利用者の居宅支援事業所”として、該当月以前に保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）に届出をしているか確認して下さい。届出をしていなければ正当な給付管理票とは認められません。

届出をしているにも関わらずエラーになった場合は、保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）へ照会して下さい。保険者の国保連合会への登録が間違っていれば、保険者の修正が終了した後、再提出して下さい。



ポイント！ 受給者台帳

保険者（市町村）は国保連合会に以下のような受給者の情報を登録しています。

受給者台帳・・被保険者番号、氏名、生年月日、性別、要介護状態区分、認定有効期間、
居宅サービス計画作成区分・作成事業所番号、住所地特例等を登録

「備考」欄 エラーコード＝１２ＰＡ

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

平成３０年５月審査分

平成３０年５月３１日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

１ 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	請	H30.4	11		15,869	B	証記載保険者番号：市町村の認定変更が未決定	12PA
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	請	H30.4	11		15,869	B	被保険者番号：市町村の認定変更が未決定	12PA
								1つの請求明細書につき証記載保険者番号と被保険者番号のエラーがセットで出力されます。	

内容・・証記載保険者番号、被保険者番号：市町村の認定変更が未決定

原因・・保険者（市町村）が国保連合会に登録した最新の受給者情報の中で、要介護認定について「変更申請中」（更新申請中も含む）となっている被保険者の給付管理票や請求明細書が提出された場合に発生します。原因は下記の場合と考えられます。

- ① 保険者が国保連合会に登録する情報に登録漏れや誤りがある場合。
- ② 保険者の国保連合会への受給者情報の登録期限（通常は前月末迄の異動情報を当月の４日迄に提出）と、事業者の請求書提出期限（通常は１０日）に期日のズレがあるため、事業者は当月の請求迄に変更申請が確定（却下を含む）されていることを確認して請求明細書等を提出しても、エラーとなり返戻されることがあります。（この登録期限と請求書提出期限のズレによるエラーについては「１２ＰＡ」だけでなく、受給者台帳とのマッチング（突合）によるエラー全般に該当します。）
- ③ 単に変更申請中であることを忘れていて請求した場合。
- ④ 平成１７年１０月サービス分以降については、従来からの「要介護認定」の変更申請に加え、「特定入所者」にかかる申請又は変更申請を行うようになりました。このため、「要介護認定」「特定入所者」のどちらか一方でも申請中であればエラーとなります。

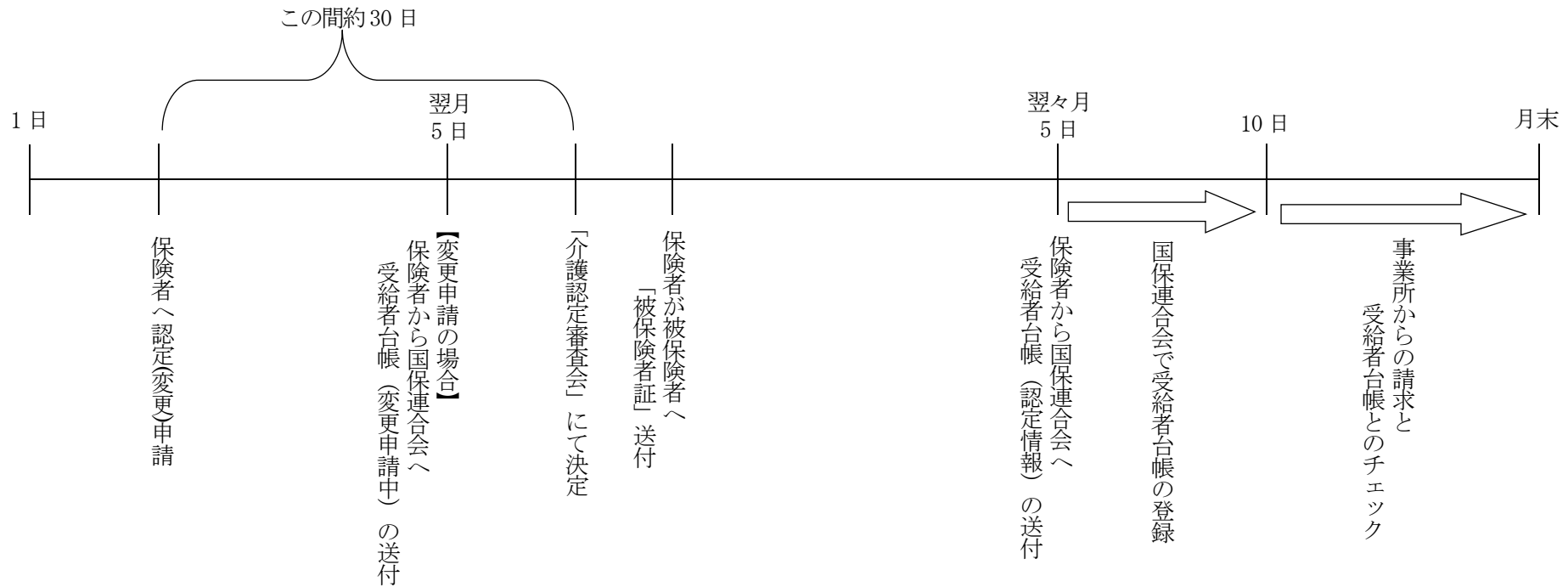
対応・・①②④については該当の保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）に照会します。変更申請（または更新申請）が確定（却下を含む）し、受給者情報に登録したことを確認の上再請求します。

③については変更申請確定後、再請求します。

保険者が変更申請（または更新申請）を受け付けてから確定するまで約３０日かかります。この日数を考慮に入れて請求して下さい。また再提出時の注意点として、変更申請により要介護度が変更になっている場合がありますので、正しい要介護度で作成した請求明細書や給付管理票で再提出するようにして下さい。



ポイント！ 要介護の認定申請（変更申請）から受給者台帳への登録まで



要介護認定の申請（変更申請）から認定の決定まで通常 30 日程度ですが、手続きの不備等があれば 30 日以上の日数がかかる場合があります。

図のような場合は、認定（変更）申請の翌月に介護給付費を請求しても 1 2 P 0 エラー（受給者台帳に該当する受給者情報が存在しません）、変更申請の場合は 1 2 P A エラー（変更申請中の受給者です）になり返戻となります。要介護の認定申請・変更申請をした場合には、申請日・認定日等を確認して国保連合会に受給者台帳（認定情報）の登録が終了する月以降に請求して下さい。

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

平成３０年５月審査分

平成３０年５月３１日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

１ 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	請	H30.4	59	5211	15,300	B	被保険者番号：市町村の特定入所者認定と相違	１２ＰＣ
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	請	H30.4	59	5211	15,300	B	サービス種類コード：市町村の特定入所者認定と相違	１２ＰＣ
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	請	H30.4	59	5211	15,300	B	サービス項目コード：市町村の特定入所者認定と相違	１２ＰＣ
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	請	H30.4	59	5211	15,300	B	日数：市町村認定の利用可能日数超過	A E F 0

内容・・被保険者番号、サービス種類コード、サービス項目コード：市町村の特定入所者認定と相違

原因・・①「特定入所者」として申請していないか、該当者ではないのに「特定入所者」として請求明細書を提出した場合。

②保険者（市町村）が国保連合会に登録する受給者台帳の特定入所者認定の内容が誤っている場合。

対応・・確認の結果、①の場合は通常受給者として請求して下さい。「特定入所者」と確認できた場合は、②保険者の登録が誤っている場合がありますので、該当の保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）へ照会して下さい。

A E F 0（エーイーエフゼロ）は１２ＰＣエラーに関連して表示されることがあります。



ポイント！ 受給者台帳

保険者（市町村）は国保連合会に以下のような受給者の情報を登録しています。

受給者台帳・・被保険者番号、氏名、生年月日、性別、要介護状態区分、認定有効期間、特定入所者認定情報、住所地特例 等を登録

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

平成３０年５月審査分

平成３０年５月３１日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

１ 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 カコ 知	給	H30.4	11		25,597	B	対象年月：認定有効期間外の被保険者	１２ＰＤ
990000 △△市	0000000001 カコ 知	給	H30.4	11		25,597	B	証記載保険者番号：認定有効期間外の被保険者	１２ＰＤ
990000 △△市	0000000001 カコ 知	給	H30.4	11		25,597	B	被保険者番号：認定有効期間外の被保険者	１２ＰＤ

内容・・対象年月、証記載保険者番号、被保険者番号：認定有効期間外の被保険者

原因・・①保険者が国保連合会に登録している受給者台帳の要介護認定が有効期間切れの被保険者について、有効期間切れ後のサービス年月分を提出した場合。

例えば、登録されている受給者の情報では認定の有効期間が平成２９年４月１日～平成３０年３月３１日となっている被保険者分に対し、平成３０年４月サービス分を提出した場合等。

②保険者が国保連合会に登録する受給者台帳への登録漏れ、登録誤りがある場合。

対応・・入力（記入）誤りや利用者の被保険者証を確認し、入力（記入）内容が正しければ該当の保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）に照会し、②のケースであれば、保険者が国保連合会へ受給者情報の登録・修正を行った後に再提出して下さい。

確認の結果、①の場合は請求できないサービス分を請求していたことになるので、再提出は出来ません。



ポイント！ 受給者台帳

保険者（市町村）は国保連合会に以下のような受給者の情報を登録しています。

受給者台帳・・被保険者番号、氏名、生年月日、性別、要介護状態区分、認定有効期間、
居宅サービス計画作成区分・作成事業所番号、住所地特例等を登録

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

平成３０年５月審査分

平成３０年５月３１日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

１ 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かこ 知	請	H30.4	15	2241	8,405	B	サービス種類：市町村認定の要介護度と相違	１２ＱＪ
990000 △△市	0000000001 かこ 知	請	H30.4	15	2241	8,405	B	サービス項目：市町村認定の要介護度と相違	１２ＱＪ
								エラーが２つセットで出力されます。	

内容・サービス種類、サービス項目：市町村認定の要介護度と相違

原因・請求明細書に入力（記入）されたサービス内容のサービスコードが、保険者（市町村）が国保連の受給者台帳に登録している該当被保険者の要介護度では算定できない場合で、以下の原因が考えられます。

①変更申請等により該当被保険者の要介護度の把握を誤っていたために入力（記入）したサービスコードが受給者台帳登録の要介護度と異なった場合。

②保険者（市町村）が登録した受給者台帳の要介護度に誤りがある場合。

なお、このエラーとなるサービスは、要介護度によって異なるサービス単位が設定されています。受給者台帳登録の要介護度より重い要介護度のサービスコードの請求でも、軽い要介護度のサービスコードの請求でもエラーとなります。

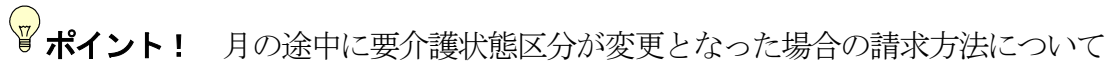
③居宅介護支援、介護予防支援については、要介護度ごとにサービスコードが設定されているため、要介護度に合っていないサービスコードはエラーとなります。

対応・最初に請求誤りがないかを確認し、誤りが無ければ該当の保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）へ受給者台帳に登録している要介護度を照会して下さい。

①の請求誤り、または保険者に照会の結果請求した要介護度に誤りがあった場合は、正しいサービスコードを入力（記入）して再請求します。

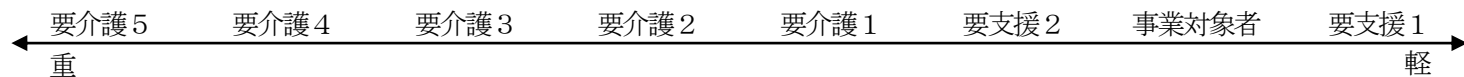
②の場合は、保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）に受給者台帳の修正を依頼し、請求明細書は訂正無しで再請求します。

③要介護度に応じたサービスコードに修正して再請求します。また、月の途中で要介護度が変わった場合の請求方法は次ページのとおりです。



※1 要介護Nは、要介護1～5のいずれかを意味する。

※2 要支援・要介護状態区分等の重い順は以下の通り。





ポイント！ 月の途中に要介護状態区分が変更となった場合の請求方法について

〔例１〕平成３０年４月１０日に要介護３から要介護１へ変更となった場合の平成３０年４月分のサービス計画費の請求

（正）要介護１（コード２１）、居宅介護支援費（Ⅰ）（サービスコード４３－２１１１）１，０５３単位

（誤）要介護３（コード２３）、居宅介護支援費（Ⅰ）（サービスコード４３－２２１１）１，３６８単位

間違って請求した場合は、「備考」欄“エラーコード＝１０ＱＦ”又は“エラーコード＝１２ＱＪ”のエラーとなります。

〔例２〕平成３０年４月１０日に要介護１から要支援２へ変更となった場合の平成３０年４月分のサービス計画費の請求

（正）要支援２（コード１３）、介護予防支援費（サービスコード４６－２１１１）４３０単位

（誤）要介護１（コード２１）、居宅介護支援費（Ⅰ）（サービスコード４３－２１１１）１，０５３単位

間違って請求した場合は「備考」欄“エラーコード＝１２ＱＡ”と同時に“エラーコード＝１２Ｐ４”のエラーとなります。

「備考」欄 エラーコード=12SA

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

平成30年5月審査分

平成30年5月31日

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

[illegible]

内容・・保険給付率：市町村認定の給付率と相違

原因・・・受給者台帳の給付率と請求した給付率が相違することに伴い、受給者台帳の給付率に基づき計算された値を超えているためエラーとなります。

対応・・請求した給付率が正しいかを確認し、誤っている場合は正しい給付率および請求額に修正のうえ、再請求して下さい。なお、給付率に誤りがない場合は、国保連合会に登録している給付率と相違がないか保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）へ照会して下さい。

「備考」欄 エラーコード＝12SAとなる請求明細書の例（この請求明細書を提出すると前ページの「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」が国保連合会から送付されます。）

被保険者	被保険者番号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	(フリガナ)	カゴ 知									
	氏名	介護 太郎									

給付費明細欄	サービス内容			サービスコード				単位数			回数 日数		サービス単位数				公費分 回数等		公費対象単位数				摘要	
	福祉施設Ⅱ 3			5	1	1	1	3	5	6	9	5	3	0	2	0	8	5	0					1
合計																								
① 保険者が国保連合会に登録している受給者台帳の給付率と、請求明細書の給付率が異なるため、12SAエラーとなります。なお、国保連合会は、保険者が登録している給付率に補正します。																								

① 保険者が国保連合会に登録している受給者台帳の給付率と、請求明細書の給付率が異なるため、12SAエラーとなります。なお、国保連合会は、保険者が登録している給付率に補正します。

区分	保険分						公費分					
① 単位数合計		2	0	8	5	0						
② 単位数単価	1	0	0	0		円/単位						
③ 給付率		9	0			／100						
④ 請求額（円）	1	8	7	6	5	0						
⑤ 利用者負担額（円）		2	0	8	5	0						

受給者台帳

（保険者（A市）が国保連合会に登録している受給者の情報）

被保険者番号	被保険者名	保険給付率
0000000001	カゴ 知	80%

③ 請求明細書に入力（記入）されている請求額“187,650円”の方が再計算した請求額“166,800円”より大きいため、ASSAエラーとなります。

② 補正した給付率を基に国保連合会システムで再計算します。

単位数合計：20,850
単位数単価：10.00円
給付率：80%
請求額：166,800円
利用者負担額：41,700円

エラーの原因と対応

原因・・・

受給者台帳の給付率と請求した給付率が相違することに伴い、請求明細書に入力（記入）されている請求額“187,650円”の方が、給付率を訂正して再計算した請求額“166,800円”より大きいため、エラーとなっています。

対応・・・

給付率、請求額、利用者負担額を修正し、再請求して下さい。
請求内容に誤りがない場合は、保険者が国保連合会に登録している給付率に誤りがないか保険者へ照会して下さい。

←→ 突合を行う箇所

←..... 国保連合会が点検時に見る箇所

「備考」欄 エラーコード＝１３ＰＳ

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

平成３０年５月審査分

平成３０年５月３１日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

１ 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かこ 知	請	H30.4	17		300	B	公費１負担者番号：当該公費負担者情報は同台帳に未登録	13PS

内容・・・公費１（公費２、公費３）負担者番号：当該公費負担者情報は同台帳に未登録

原因・・・原因として次のようなことが考えられます。

- ① 公費１（公費２）の負担者番号の入力（記入）に誤りがある場合。
- ② 介護保険では取り扱わない公費（他県でしか扱わない県単独事業等）の場合。
- ③ 公費ではないコードを記入した場合。

対応・・・①の場合は、正しいコードを入力（記入）して再請求して下さい。

②③の場合は、サービス提供者が所持している受給者証、受給券等に記載されている内容を確認して下さい。

「備考」欄 エラーコード＝14QR

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

平成30年5月審査分

平成30年5月31日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かこ 知	請	H30.4	53	2831	23,258	B	摘要：摘要欄は必須項目です	14QR

内容・・・摘要：摘要欄は必須項目です

原因・・・摘要欄に記入が必要なサービスを請求していますが、摘要欄が未入力（未記入）となっています。

対応・・・摘要欄に必要事項の入力（記入）が必要なサービスは摘要欄記載事項に掲載しています。確認して、入力（記入）または修正して再請求して下さい。



ポイント！ 摘要欄に入力（記入）されている桁数が20桁を超えている場合は「ABB7エラー」、摘要欄が半角英数字でない場合は「ABBGエラー」と出力されます。

「備考」欄 エラーコード＝１４０７、１４０８、１４０９

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

平成３０年５月審査分

平成３０年５月３１日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

１ 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	請	H30.4	17	1001	4,500	B	資格:福祉用具商品コードのフォーマットに誤りがあります。	1407
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	請	H30.4	17	1003	3,400	B	摘要:(12345-123456):資格:福祉用具商品コードが登録されていません。	1408
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	請	H30.4	17	1005	2,050	B	摘要:(12345-123456):資格:適用期間外の福祉用具商品コードです。	1409

内容・・①１４０７ 資格：福祉用具商品コードのフォーマットに誤りがあります。

②１４０８ 資格：福祉用具商品コードが登録されていません。

③１４０９ 資格：適用期間外の福祉用具商品コードです。

原因・・①１４０７ 摘要欄に入力（記入）された福祉用具商品コードについて、「〇〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」の正しいフォーマットでない場合、エラーとなります。

②１４０８ 摘要欄に入力（記入）された福祉用具商品コードについて、サービス提供年月時点で福祉用具商品コードマスタに存在しない場合、エラーとなります。

③１４０９ サービス提供年月時点で福祉用具商品コードマスタに存在する福祉用具商品コードについて、適用期間外の場合エラーとなります。

対応・・公益財団法人テクノエイド協会のホームページに公表されている商品コード一覧を確認し、正しい福祉用具商品コードにて再請求します。

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

平成３０年５月審査分

平成３０年５月３１日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

１ 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	給	H30.4	15		12,240	B	給付計画単位数日数：サービス種類の合計が支給限度基準額超過	１５Ｐ６
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	給	H30.4			12,240	B	証記載保険者番号：給管＋償還合計が区分支給限度基準額超過	１２Ｐ３
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	給	H30.4			12,240	B	給付管理票種別区分：給管＋償還合計が区分支給限度基準額超過	１２Ｐ３
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	給	H30.4			12,240	B	被保険者番号：給管＋償還合計が区分支給限度基準額超過	１２Ｐ３
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	給	H30.4			12,240	B	給付合計単位数日数：給管＋償還合計が区分支給限度基準額超過	１２Ｐ３

内容・・給付計画単位数日数：サービス種類の合計が支給限度基準額超過

原因・・「サービス種類」欄に表示されているコードのサービスが種別別支給限度基準額を超えて設定されている場合にエラーとなります。

対応・・通常の保険者であれば、この“１５Ｐ６”のエラーになれば、同時に“１２Ｐ３”のエラーにもなります。対応は“エラーコード＝１２Ｐ３”を参照して下さい。

独自に「支給限度基準額」を定めている保険者であれば、“１５Ｐ６”のエラーのみが表示されます。「サービス種類」欄に表示されているサービスの単位数が、保険者が定める「支給限度基準額」を超えていますので、給付管理票の単位数をチェックして下さい。

「備考」欄 エラーコード=返戻

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

平成30年5月審査分

平成30年5月31日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かこ 知	請	H30.4	21		4,436	C	支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の修正依頼が必要	返戻

内容・・支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の修正依頼が必要

原因・・請求明細書と居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが提出した給付管理票の内容が不一致で、かつ、特定入所者介護サービス費の請求がある場合にこのエラーとなり、主な原因として以下のことが考えられます。

①請求明細書のサービス種類が給付管理票に入力（記入）されていない場合

②請求明細書を提出した事業所と給付管理票に記載されているサービス事業所番号が異なる場合

対応・・請求明細書の請求内容に誤りがなければ（サービス年月やサービスコード等に誤りがないか確認）居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターに連絡し、給付管理票に実績を入れてもらう必要（このとき給付管理票は「修正」で提出します）があります。請求明細書は返戻となっているので再請求しなければなりません。

「備考」欄 エラーコード＝保留・返戻

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

平成30年5月審査分

平成30年5月31日

事業所（保険者）名	〇〇介護事業所
-----------	---------

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かこ 知	請	H30.4	15		10,043	C	支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の提出依頼が必要	保留

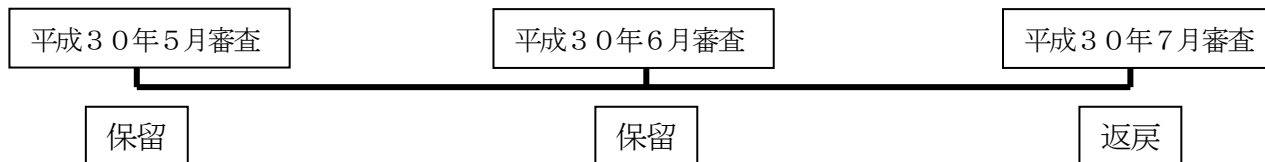
内容・・支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の提出依頼が必要
サービス計画費に対応した給付管理票の提出が必要（支援事業所のサービス計画費の場合）

原因・・①保留 利用者の請求明細書は提出しているが、サービス計画をまとめた給付管理票の提出がない場合または給付管理票が返戻となっている場合に、このエラーとなります。給付管理票、請求明細書共に提出は1月単位ですので、同月の給付管理票の提出が無い場合です。
国保連合会では、通常2ヶ月間請求情報を保留するようにしています。（この保留期間は、各県の国保連合会によって違います）保留されている期間中に、該当の給付管理票が提出されれば、提出された審査年月で保留となっていた請求明細書の支払が行われます。

②返戻 保留期間内に給付管理票が提出されなければ請求明細書は返戻となります。この場合、備考欄には“返戻”と表示されます。

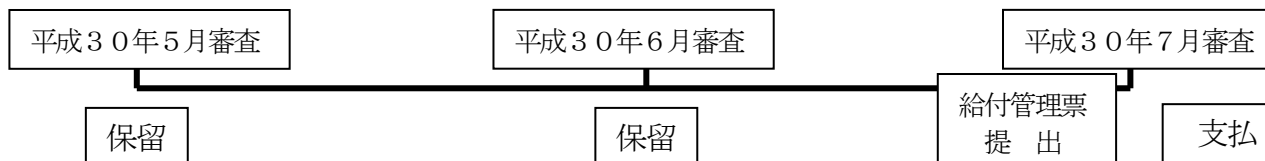
対応・・①該当利用者の居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターへ連絡をして、給付管理票を国保連合会へ提出するように依頼します。①の場合は、請求明細書を再請求する必要はありません。②の場合は、請求明細書を再請求する必要があります。

〔例 1〕平成30年5月審査分で「保留」となり、給付管理票が提出されなかった場合



最初に保留となった翌々月に「返戻」となります。

〔例 2〕平成30年5月審査分で「保留」となり、平成30年7月審査時に給付管理票が提出された場合



保留期間中に給付管理票が提出されれば、その月の審査対象になります。
（実際の支払は平成30年8月振込分です）

「備考」欄 エラーコード=返戻（査定でエラーがある場合）

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

平成30年5月審査分

平成30年5月31日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かご 知	請	H30.4	13		4,455	C	査定でエラーのあるもの	返戻

内容・・査定でエラーのあるもの

原因・・請求明細書と居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが提出した給付管理票の内容が不一致で、かつ、特別地域加算、小規模事業所加算、中山間地域等提供加算等を含む請求がある場合にこのエラーとなり、主な原因として以下のことが考えられます。

①請求明細書のサービス種類が給付管理票に入力（記入）されていない場合

②請求明細書を提出した事業所と給付管理票に記載されているサービス事業所番号が異なる場合

対応・・請求明細書の請求内容に誤りがなければ（サービス年月やサービスコード等に誤りがないか確認）居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターに連絡し、給付管理票に実績を入れてもらう必要（このとき給付管理票は「修正」で提出します）があります。請求明細書は返戻となっているので再請求しなければなりません。

摘要欄記載事項

サービス種類	サービス内容 (算定項目)	摘要記載事項	備 考
サテライト事業所からのサービス提供（訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、訪問型サービス（みなし）、訪問型サービス（独自）、訪問型サービス（独自／定率）、訪問型サービス（独自／定額）、通所型サービス（みなし）、通所型サービス（独自）、通所型サービス（独自／定率）、通所型サービス（独自／定額）、その他の生活支援サービス（配食／定率）、その他の生活支援サービス（配食／定額）、その他の生活支援サービス（見守り／定率）、その他の生活支援サービス（見守り／定額）、その他の生活支援サービス（その他／定率）、その他の生活支援サービス（その他／定額））		「サテライト」の略称として英字2文字を記載すること。 例 ST	
ADL値の提出（通所介護、地域密着型通所介護）		指定居宅サービス基準第16条の2イ（4）によって求められるADL値の提出は、評価対象期間において連続して6月利用した期間（複数ある場合には最初の月が最も早いもの。）の最初の月と、当該最初の月から起算して6月目に、事業所の機能訓練指導員がBarthel Indexを測定した結果をそれぞれの月のサービス本体報酬の介護給付費明細書の摘要欄に記載することによって行う（「ADL維持等加算（Ⅱ）」を算定する場合」の当該加算の摘要欄に記載する形で提出する場合を除く。）。 例1 75 例2 ST/75 （当該事業所がサテライト事業所である場合）	
訪問介護	身体介護4時間以上の場合	計画上の所要時間を分単位で記載すること。 単位を省略する。 例 260	身体介護4時間以上については、1回あたりの点数の根拠を所要時間に示すこと。

サービス種類	サービス内容 (算定項目)	摘要記載事項	備 考
訪問看護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護と連携して指定訪問看護を行う場合	訪問看護の実施回数を記載すること。 単位を省略する。 例 20	
	看護・介護職員連携強化加算	介護職員と同行したんの吸引等の実施状況を確認した日又は、会議等に出席した日を記載。 単位を省略する。 例 15	
	ターミナルケア加算を算定する場合	対象者が死亡した日を記載すること。 なお、訪問看護を月の末日に開始しターミナルケアを行い、その翌日に対象者が死亡した場合は、死亡した年月日を記載すること。 例 20030501 (死亡日が2003年5月1日の場合)	
訪問看護、予防訪問看護	退院時共同指導加算	算定回数に応じて医療機関での指導実施月日を記載すること。 なお、退院の翌月に初回の訪問看護を実施した場合は、医療機関で指導を実施した月日を記載すること。 例 0501 (指導実施日が5月1日の場合)	
訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅳ)を算定する場合	VISITにおける登録番号を記載すること。 例 0001 (4桁の利用者ID)	
訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション	短期集中リハビリテーション実施加算を算定する場合	病院若しくは診療所または介護保険施設から退院・退所した年月日又は要介護・要支援認定 例 20060501 (退院(所)日が2006年5月1日の場合)	
居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導		算定回数に応じて訪問日等を記載すること(訪問日等が複数あるときは「,(半角カンマ)」で区切る)。 薬剤師による居宅療養管理指導において、サポート薬局による訪問指導を行った場合、訪問日等の前に「サ」と記載すること。 単位を省略する。 例 6,20 (訪問指導を6日と20日に行った場合) 例 サ6,サ20 (サポート薬局による訪問指導を6日と20日に行った場合)	

サービス種類	サービス内容 (算定項目)	摘要記載事項	備 考
通所介護、地域密着型通所介護	ADL維持等加算（Ⅱ）を算定する場合	指定居宅サービス基準第16条の2ロ（2）におけるADL値の提出は、算定日が属する月に事業所の機能訓練指導員がBarthel Indexを測定した結果を、ADL維持等加算（Ⅱ）の介護給付費明細書の給付費明細欄の摘要欄に記載することによって行う。 なお、当該提出は、当該提出の月の属する年の1月から12月までが評価対象期間となる際に指定居宅サービス基準第16条の2イ（4）によって求められるADL値の提出を兼ねるものとする。 例 75	
介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護保健施設サービス	褥瘡マネジメント加算を算定する場合	以下の項目について、連続した12桁の数値を入力すること。 （自分で行っている場合は0、自分で行っていない場合は1、対象外の場合は2） ・入浴 ・食事摂取 ・更衣（上衣） ・更衣（下衣） ・寝返り ・座位の保持 ・座位での乗り移り ・立位の保持 （なしの場合は0、ありの場合は1、対象外の場合は2） ・尿失禁 ・便失禁 ・バルーンカテーテルの使用 （いいえの場合は0、はいの場合は1） ・過去3か月以内に褥瘡の既往があるか 例 入浴を自分で行っていない、更衣（下衣）を自分で行っていない、立位の保持を自分で行っていない、尿失禁あり、過去3ヶ月以内に褥瘡の既往がない場合（その他は自分で行っている、もしくはなし） 100100011000	

サービス種類	サービス内容 (算定項目)	摘要記載事項	備 考
通所リハビリ テーション	短期集中個別 リハビリテー ション実施加 算を算定する 場合	病院若しくは診療所または介護保険施設から 退院・退所した年月日又は要介護認定を受けた 日を記載すること。 例 20060501 (退院(所)日が2006年5月1日の場合)	
	重度療養管理 加算を算定す る場合	摘要欄に利用者(要介護3、要介護4又は要 介護5)の状態(イからリまで)を記載すること。なお、複数の状態に該当する場合は主たる 状態のみを記載すること。 例 ハ イ 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態 ロ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用し ている状態 ハ 中心静脈注射を実施している状態 ニ 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤 な合併症を有する状態 ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により 常時モニター測定を実施している状態 ヘ 膀胱または直腸の機能障害の程度が身 体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲 げる身体障害者障害程度等級表の4級以 上に該当し、かつ、ストーマの処置を実 施している状態 ト 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われ ている状態 チ 褥瘡に対する治療を実施している状態 リ 気管切開が行われている状態	
福祉用具貸 与、介護予防 福祉用具貸与	福祉用具貸与	別記を参照	
	特別地域加 算、中山間地 域等における 小規模事業所 加算、中山間 地域等に居住 する者への サービス提供 加算を算定す る場合	福祉用具貸与を開始した日付を記載するこ 単位を省略する。 例 6	

サービス種類	サービス内容 (算定項目)	摘要記載事項	備 考
短期入所生活 介護	医療連携強化 加算を算定す る場合	摘要欄に利用者の状態（イからリまで）を記載すること。なお、複数の状態に該当する場合は主たる状態のみを記載すること。 例 ハ イ 喀痰吸引を実施している状態 ロ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態 ハ 中心静脈注射を実施している状態 ニ 人工腎臓を実施している状態 ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態 ヘ 人口膀胱又は人口肛門の処理を実施している状態 ト 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態 チ 褥瘡に対する治療を実施している状態 リ 気管切開が行われている状態	
短期入所生活 介護、介護予 防短期入所生 活介護	多床室のサー ビスコードの 適用理由	適用理由の番号を摘要欄に左詰めで記載すること。 1 多床室入所 3 感染症等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者 4 居住面積が一定以下 5 著しい精神症状等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者	一月内で複数の滞在理由に該当する場合は、最初の滞在理由を記載すること。 同時に複数の理由（例えば感染症等による入所で居住面積が一定以下）に該当する場合は、最も小さい番号を記載すること。

サービス種類	サービス内容 (算定項目)	摘要記載事項	備 考
短期入所療養 介護、介護予 防短期入所療 養介護	多床室のサー ビスコードの 適用理由	適用理由の番号を摘要欄に左詰めで記載すること。 1 多床室入所 3 感染症等により医師が必要と判断した 従来型個室への入所者 4 居住面積が一定以下 5 著しい精神症状等により医師が必要と 判断した従来型個室への入所者	一月内で複数の滞在理 由に該当する場合は、最 初の滞在理由を記載す ること。 同時に複数の理由（例 えば感染症等による入所 で居住面積が一定以下） に該当する場合は、最も 小さい番号を記載す ること。
	重度療養管理 加算を算定す る場合（老健 のみ）	摘要欄に利用者（要介護4又は要介護5）の 状態（イからリまで）を記載すること。なお、 複数の状態に該当する場合は主たる状態のみを 記載すること。 例 ハ イ 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態 ロ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用し ている状態 ハ 中心静脈注射を実施している状態 ニ 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤 な合併症を有する状態 ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により 常時モニター測定を実施している状態 ヘ 膀胱または直腸の機能障害の程度が身 体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年 厚生省令第十五号）別表第五号に掲げる 身体障害者障害程度等級表の四級以上に 該当し、かつ、ストーマの処置を実施し ている状態 ト 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われ ている状態 チ 褥瘡に対する治療を実施している状態 リ 気管切開が行われている状態	

サービス種類	サービス内容 (算定項目)	摘要記載事項	備 考
短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護	療養型(介護予防)短期入所療養介護費 (Ⅰ)(ⅱ)(ⅲ)(ⅴ)(ⅵ)、療養型(介護予防)短期入所療養介護費 (Ⅱ)(ⅱ)(ⅳ)(ⅴ)、ユニット型療養型(介護予防)短期入所療養介護費 (Ⅱ)(Ⅲ)(ⅴ)(ⅵ)、診療所型(介護予防)短期入所療養介護費 (Ⅰ)(ⅱ)(ⅲ)(ⅴ)(ⅵ)又はユニット型診療所型(介護予防)短期入所療養介護費 (Ⅱ)(Ⅲ)(ⅴ)(ⅵ)を算定する場合	下記イからヌまでに適合する患者については、摘要欄にその状態を記載すること。なお、複数の状態に該当する場合は主たる状態のみを記載すること。 例１ イ 例２ ハD イ NYHA分類Ⅲ以上の慢性心不全の状態 ロ Hugh-Jones分類Ⅳ以上の呼吸困難の状態又は連続する１週間以上人工呼吸器を必要としている状態 ハ 各週２日以上的人工腎臓の実施が必要であり、かつ、次に掲げるいずれかの合併症を有する状態。 A 常時低血圧（収縮期血圧が90mmHg以下） B 透析アミロイド症で手根管症候群や運動機能障害を呈するもの C 出血性消化器病変を有するもの D 骨折を伴う二次性副甲状腺機能亢進症のもの ニ Child-Pugh分類C以上の肝機能障害の状態 ホ 連続する３日以上、JCS100以上の意識障害が継続している状態 ヘ 単一の凝固因子活性が40%未満の凝固異常の状態。 ト 現に経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食機能障害を有し、造影撮影（医科診療報酬点数表中「造影剤使用撮影」をいう。）又は内視鏡検査（医科診療報酬点数表中「喉頭ファイバースコープ」をいう。）により誤嚥が認められる（喉頭侵入が認められる場合を含む。）状態 チ 認知症であって、悪性腫瘍と診断された者 リ 認知症であって、次に掲げるいずれかの疾病と診断された者 A パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病） B 多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群） C 筋萎縮性側索硬化症 D 脊髄小脳変性症 E 広範脊髄管狭窄症 F 後縦靱帯骨化症 G 黄色靱帯骨化症 H 悪性関節リウマチ ヌ 認知症高齢者の日常生活自立度のランクⅢb、Ⅳ又はMに該当する者	

サービス種類	サービス内容 (算定項目)	摘要記載事項	備 考
特定施設入居者生活介護、 地域密着型特定施設入居者生活介護	看取り介護加算	対象者が死亡した日を記載すること。 例 20120501 (死亡日が2012年5月1日の場合)	
特定施設入居者生活介護、 介護予防特定施設入居者生活介護	外部サービス利用型における福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与	別記を参照	

サービス種類	サービス内容 (算定項目)	摘要記載事項	備 考
介護福祉施設 サービス、地 域密着型介護 老人福祉施設 入所者生活介護	退所前訪問相 談援助加算	家庭等への訪問日を記載すること。 単位を省略する。 例 20	一月内で複数の滞在理由に該当する場合は、最初の滞在理由を記載すること。 同時に複数の理由（例えば感染症等による入所で居住面積が一定以下）に該当する場合は、最も小さい番号を記載すること。
	退所後訪問相 談援助加算	家庭等への訪問日を記載すること。 単位を省略する。 例 20	
	多床室のサービスコードの適用理由	適用理由の番号を摘要欄に左詰めで記載すること。 1 多床室入所 2 制度改正前入所による経過措置 3 感染症等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者（30日以内の者） 4 居住面積が一定以下 5 著しい精神症状等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者	
	看取り介護加算	対象者が死亡した時間帯の番号を摘要欄に左詰めで記載すること（早朝・夜間の場合のみ）。 1 18:00～19:59 2 20:00～21:59 3 6:00～ 8:00 対象者が死亡した場所の番号を摘要欄に左詰めで記載すること。 1 施設内 2 施設外 例 19時に施設内で死亡した場合 1/1	
	配置医師緊急 時対応加算	対応を要した入所者の状態についての番号を摘要欄に左詰めで記載すること。 1 看取り期 2 看取り期以外 配置医師を呼ぶ必要が生じた理由についての番号を摘要欄に左詰めで記載すること（複数該当する場合は最もあてはまるものを1つ選択すること）。 1 転倒や外傷に関連する痛み、創傷処置 2 外傷以外の痛み（関節、頭痛、胸痛、腰痛、背部痛、腹痛、その他痛み） 3 服薬に関連すること（誤薬、服薬困難、処方内容の変更後の予期せぬ変化など） 4 発熱、食欲低下、水分摂取不足、排便の異常、排尿の異常、嘔気・嘔吐、血圧の異常、血糖値の異常 5 認知症BPSD関連 6 医療機器のトラブル（カテーテルの抜去・閉塞、点滴トラブルなど） 7 神経障害（感覚障害・運動障害など）、意識レベルの変化、呼吸の変化 8 死亡診断の依頼 9 上記以外 例 月のうちに3回緊急時の訪問が行われた場合 24,27,28	

サービス種類	サービス内容 (算定項目)	摘要記載事項	備 考
介護保健施設 サービス	入所前後訪問 指導加算	家庭等への訪問日を記載すること。 単位を省略する。 例 20	
	訪問看護指示 加算	訪問看護指示書の交付日を記載すること。 単位を省略する。 例 20	
	多床室のサー ビスコードの 適用理由	適用理由の番号を摘要欄に左詰めで記載すること。 1 多床室入所 2 制度改正前入所による経過措置 3 感染症等により医師が必要と判断した 従来型個室への入所者（30日以内の者） 4 居住面積が一定以下 5 著しい精神症状等により医師が必要と 判断した従来型個室への入所者	一月内で複数の滞在理由に該当する場合は、最初の滞在理由を記載すること。 同時に複数の理由（例えば感染症等による入所で居住面積が一定以下）に該当する場合は、最も小さい番号を記載すること。
	短期集中リハ ビリテーショ ン実施加算、 認知症短期集 中リハビリ テーション実 施加算を算定 する場合	当該施設に入所した日を記載すること。 例 20060501 （入所日が2006年5月1日の場合）	
	ターミナルケ ア加算	対象者が死亡した日を記載すること。 例 20080501 （死亡日が2008年5月1日の場合）	
	かかりつけ医 連携薬剤調整 加算	退所の際に減薬した旨等を主治の医師に報告した日を記載すること。 例 20180501 （報告日が2018年5月1日の場合）	
	地域連携診療 計画情報提供 加算	入所者が入所する直前に、対象となる医療機関を退院した日を記載すること。 例 20080501 （退院日が2008年5月1日の場合）	

サービス種類	サービス内容 (算定項目)	摘要記載事項	備 考
介護療養施設 サービス	他科受診時費用	他科受診を行った日を記載すること（複数日 行われたときは「,（半角カンマ）」で区切 単位を省略する。 例 6,20	
	退院前訪問指 導加算	家庭等への訪問日を記載すること。 単位を省略する。 例 20	
	退院後訪問指 導加算	家庭等への訪問日を記載すること。 単位を省略する。 例 20	
	訪問看護指示 加算	訪問看護指示書の交付日を記載すること。 単位を省略する。 例 20	
	療養型介護療 養施設サービ ス費 (Ⅰ)(ⅱ)(ⅲ)(ⅴ) (ⅵ)、療養型介 護療養施設 サービス費 (Ⅱ)(ⅱ)(ⅳ)、 ユニット型療 養型介護療養 施設サービス 費 (Ⅱ)(Ⅲ)(ⅴ)(ⅵ) 、診療所型介 護療養施設 サービス費 (Ⅰ)(ⅱ)(ⅲ)(ⅴ) (ⅵ)又はユニッ ト型診療所型 介護療養施設 サービス費 (Ⅱ)(Ⅲ)(ⅴ)(ⅵ) を算定する場 合	すべての入院患者について、医療資源を最も 投入した傷病名を、医科診療報酬における診断 群分類（DPC）コードの上6桁を用いて摘要欄 に左詰めで記載すること。 下記イからヌまでに適合する患者について は、摘要欄にDPC上6桁に続けてその状態を記 載すること。なお、複数の状態に該当する場合 は主たる状態のみを記載すること。 例1 050050,イ （傷病名が慢性虚血性心疾患で、下記のイに該 当する場合） 例2 110280,ハD （傷病名が慢性腎不全で、下記のハDに該当す る場合） 例3 040120 （傷病名が慢性閉塞性肺疾患で、下記のイから ヌまでに該当しない場合） イ NYHA分類Ⅲ以上の慢性心不全の状態 ロ Hugh-Jones分類Ⅳ以上の呼吸困難の 状態又は連続する1週間以上人工呼吸 器を必要としている状態 ハ 各週2日以上的人工腎臓の実施が必要で あり、かつ、次に掲げるいずれかの合併症 を有する状態。 A 常時低血圧（収縮期血圧が90mmHg以 下） B 透析アミロイド症で手根管症候群や 運動機能障害を呈するもの C 出血性消化器病変を有するもの D 骨折を伴う二次性副甲状腺機能亢進 症のもの ニ Child-Pugh分類C以上の肝機能障害の 状態 ホ 連続する3日以上、JCS100以上の意 識障害が継続している状態	

サービス種類	サービス内容 (算定項目)	摘要記載事項	備 考
介護療養施設 サービス	療養型介護療 養施設サービ ス費 (Ⅰ)(ⅱ)(ⅲ)(ⅴ) (ⅵ)、療養型介 護療養施設 サービス費 (Ⅱ)(ⅱ)(ⅳ)、 ユニット型療 養型介護療養 施設サービス 費 (Ⅱ)(Ⅲ)(ⅴ)(ⅵ) 、診療所型介 護療養施設 サービス費 (Ⅰ)(ⅱ)(ⅲ)(ⅴ) (ⅵ)又はユニッ ト型診療所型 介護療養施設 サービス費 (Ⅱ)(Ⅲ)(ⅴ)(ⅵ) を算定する場 合	ヘ 単一の凝固因子活性が40%未満の凝固異常の状態。 ト 現に経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食機能障害を有し、造影撮影（医科診療報酬点数表中「造影剤使用撮影」をいう。）又は内視鏡検査（医科診療報酬点数表中「喉頭ファイバースコープ」をいう。）により誤嚥が認められる（喉頭侵入が認められる場合を含む。）状態 チ 認知症であって、悪性腫瘍と診断された者 リ 認知症であって、次に掲げるいずれかの疾病と診断された者 A パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病） B 多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群） C 筋萎縮性側索硬化症 D 脊髄小脳変性症 E 広範脊柱管狭窄症 F 後縦靱帯骨化症 G 黄色靱帯骨化症 H 悪性関節リウマチ ヌ 認知症高齢者の日常生活自立度のランクⅢb、Ⅳ又はMに該当する者	
介護療養施設 サービス	上記以外の療養型介護療養施設サービス費 診療所型介護療養施設サービス費 認知症型介護療養施設サービス費 を算定する場合（経過型を含む。加算を除く。）（ユニット型も同様）	すべての入院患者について、医療資源を最も投入した傷病名を、医科診療報酬における診断群分類（DPC）コードの上6桁を用いて摘要欄に左詰めで記載すること。ただし、平成30年9月30日までは、適切なコーディングが困難な場合、XXXXXXと記載すること。	
介護療養施設 サービス	多床室のサービスコードの適用理由	適用理由の番号を摘要欄に左詰めで記載すること。 1 多床室入所 2 制度改正前入所による経過措置 3 感染症等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者（30日以内の者） 4 居住面積が一定以下 5 著しい精神症状等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者	一月内で複数の滞在理由に該当する場合は、最初の滞在理由を記載すること。 同時に複数の理由（例えば感染症等による入所で居住面積が一定以下）に該当する場合は、最も小さい番号を記載すること。

サービス種類	サービス内容 (算定項目)	摘要記載事項	備 考
介護医療院 サービス	他科受診時費用	他科受診を行った日を記載すること（複数日行われたときは「,（半角カンマ）」で区切る）。 単位を省略する。 例 2000	
	退所前訪問指導加算	家庭等への訪問日を記載すること。 単位を省略する。 例 20	
	退所後訪問指導加算	家庭等への訪問日を記載すること。 単位を省略する。 例 20	
	訪問看護指示加算	訪問看護指示書の交付日を記載すること。 単位を省略する。 例 20	
	多床室のサービスコードの適用理由	適用理由の番号を摘要欄に左詰めで記載すること。 1 多床室入所 2 制度改正前入所による経過措置 3 感染症等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者（30日以内の者） 4 居住面積が一定以下 5 著しい精神症状等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者	一月内で複数の滞在理由に該当する場合は、最初の滞在理由を記載すること。 同時に複数の理由（例えば感染症等による入所で居住面積が一定以下）に該当する場合は、最も小さい番号を記載すること。
	移行定着支援加算	介護医療院の開設日を記載すること。 例 20180501 （報告日が2018年5月1日の場合）	
認知症対応型 共同生活介護	看取り介護加算	対象者が死亡した日を記載すること。 例 20090501 （死亡日が2009年5月1日の場合）	
小規模多機能 型居宅介護	看取り連携体制加算	対象者が死亡した日を記載すること。 例 20060501 （死亡日が2006年5月1日の場合）	
小規模多機能 型居宅介護 （短期利用以外）、介護予防小規模多機能型居宅介護 （短期利用以外）	小規模多機能型居宅介護費、介護予防小規模多機能型居宅介護費（加算を除く）	通所、訪問、宿泊のサービスを提供した日数を、二桁の数字で続けて記載すること。 例 100302 （通所サービスを10日、訪問サービスを3日、宿泊サービスを2日提供した場合） 例 150000 （通所サービスを15日提供し、訪問サービス・宿泊サービスを提供しなかった場合）	同日内に複数のサービスを提供した場合においても、それぞれのサービスで日数を集計し、記載すること。（例えば通所と訪問のサービスを同日に提供した場合、通所と訪問のそれぞれで1日として記載すること。）

サービス種類	サービス内容 (算定項目)	摘要記載事項	備 考
定期巡回・随 時対応型訪問 介護看護	ターミナルケ ア加算を算定 する場合	対象者が死亡した日を記載すること。 なお、訪問看護を月の末日に開始しターミナ ルケアを行い、その翌日に対象者が死亡した場 合は、死亡した年月日を記載すること。 例 20120501 (死亡日が2012年5月1日の場合)	
	退院時共同指 導加算	算定回数に応じて医療機関での指導実施月日 を記載すること。 なお、退院の翌月に初回の訪問看護を実施し た場合は、医療機関で指導を実施した月日を記 載すること 例 0501 (指導実施日が5月1日の場合)	
看護小規模多 機能型居宅介 護（短期利用 以外）	看護小規模多 機能型居宅介 護（加算を除 く）	看護、通所、訪問、宿泊のサービスを提供し た日数を、二桁の数字で続けて記載すること。 例 04010302 (訪問看護サービスを4日、通所サービスを 1日、訪問サービスを3日、宿泊サービスを2日 提供した場合) 例 00150000 (通所サービスを15日提供し、訪問サービ ス・宿泊サービスを提供しなかった場合)	同日内に複数のサービスを を提供した場合において も、それぞれのサービス で日数を集計し、記載す ること。(例えば通所と 訪問のサービスを同日に 提供した場合、通所と訪 問のそれぞれで1日とし て記載すること。)
	退院時共同指 導加算	算定回数に応じて医療機関での指導実施月日 を記載すること。 なお、退院の翌月に初回の訪問看護を実施し た場合は、医療機関で指導を実施した月日を記 載すること 例 0501 (指導実施日が5月1日の場合)	
	ターミナルケ ア加算を算定 する場合	対象者が死亡した日を記載すること。 なお、訪問看護を月の末日に開始しターミナ ルケアを行い、その翌日に対象者が死亡した場 合は、死亡した年月日を記載すること。 例 20120501 (死亡日が2012年5月1日の場合)	
介護給付費の割引		割引の率を記載すること。 例 5	

複数の摘要記載事項がある場合は、表上の掲載順に従って「/」で区切って記載すること。
例 ST/260/5 (サテライト事業所から260分の訪問介護を5%の割引率で実施した場合。)

基本摘要欄記載事項

サービス種類	サービス内容 (算定項目)	基本摘要記載事項	備 考
短期入所療養 介護(介護医療 院)、介護予防 短期入所療養 介護(介護医療 院)	Ⅰ型介護医療 院(予防)短期 入所療養介護 費 (Ⅰ)(ⅰ) (ⅱ)、 Ⅰ型介護医療 院(予防)短期 入所療養介護 費 (Ⅱ)(ⅰ) (ⅱ)、 Ⅰ型介護医療 院(予防)短期 入所療養介護 費 (Ⅲ)(ⅰ) (ⅱ)、 Ⅰ型特別介護 医療院(予 防)短期入所 療養介護費 (ⅰ) (ⅱ)、 ユニット型Ⅰ 型介護医療院 (予防)短期 入所 療養介護費 (Ⅰ)(ⅰ) (ⅱ)、 ユニット型Ⅰ 型介護医療院 (予防)短期 入所療養 介護費(ⅰ) (ⅱ)	下記イからヌまでに適合する入所者については、基本摘要欄の摘要種類を「02：利用者状態等コード」とし、内容にその状態を記載すること。なお、複数の状態に該当する場合は主たる状態のみを記載すること。 例1 イ 例2 ハD イ NYHA分類Ⅲ以上の慢性心不全の状態 ロ Hugh-Jones分類Ⅳ以上の呼吸困難の状態又は連続する1週間以上人工呼吸器を必要としている状態 ハ 各週2日以上的人工腎臓の実施が必要であり、かつ、次に掲げるいずれかの合併症を有する状態。 A 常時低血圧(収縮期血圧が90mmHg以下) B 透析アミロイド症で手根管症候群や運動機能障害を呈するもの C 出血性消化器病変を有するもの D 骨折を伴う二次性副甲状腺機能亢進症のもの ニ Child-Pugh分類C以上の肝機能障害の状態 ホ 連続する3日以上、JCS100以上の意識障害が継続している状態 ヘ 単一の凝固因子活性が40%未満の凝固異常の状態 ト 現に経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食機能障害を有し、造影撮影(医科診療報酬点数表中「造影剤使用撮影」をいう。)又は内視鏡検査(医科診療報酬点数表中「喉頭ファイバースコーピー」をいう。)により誤嚥が認められる(喉頭侵入が認められる場合を含む。)状態 チ 認知症であって、悪性腫瘍と診断された者 リ 認知症であって、次に掲げるいずれかの疾病と診断された者 A パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病) B 多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群) C 筋萎縮性側索硬化症 D 脊髄小脳変性症 E 広範脊柱管狭窄症 F 後縦靱帯骨化症 G 黄色靱帯骨化症 H 悪性関節リウマチ ヌ 認知症高齢者の日常生活自立度のランクⅢb、Ⅳ又はⅤに該当する者	

介護医療院サービス	Ⅰ型介護医療院サービス費 (Ⅰ) (i) (ii)、 Ⅰ型介護医療院サービス費 (Ⅱ) (i) (ii)、 Ⅰ型介護医療院サービス費 (Ⅲ) (i) (ii)、 Ⅰ型特別介護医療院サービス費 (i) (ii)、 ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費 (Ⅰ) (i) (ii)、 ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費 (Ⅱ) (i) (ii)、 ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費 (i) (ii)	Ⅰ型療養床のすべての入所者について、医療資源を最も投入した傷病名を、医科診療報酬における診断群分類 (DPC) コードの上6桁を用いて基本摘要欄の摘要種類を「01：DPCコード(疾患コード)」とし、内容に記載すること。ただし、平成30年9月30日までにおいては、適切なコーディングが困難な場合、XXXXXXと記載すること。 下記イからヌまでに適合する入所者については、基本摘要欄の摘要種類を「02：利用者状態等コード」とし、内容にその状態を記載すること。なお、複数の状態に該当する場合は主たる状態のみを記載すること。 例1 050050,Ⅰ (傷病名が慢性虚血性心疾患で、下記のイに該当する場合) 例2 110280,ⅧD (傷病名が慢性腎不全で、下記のⅧDに該当する場合) 例3 040120 (傷病名が慢性閉塞性肺疾患で、下記のイからヌまでに該当しない場合) イ NYHA分類Ⅲ以上の慢性心不全の状態 ロ Hugh-Jones分類Ⅳ以上の呼吸困難の状態又は連続する1週間以上人工呼吸器を必要としている状態 ハ 各週2日以上的人工腎臓の実施が必要であり、かつ、次に掲げるいずれかの合併症 A 常時低血圧 (収縮期血圧が90mmHg以下) B 透析アミロイド症で手根管症候群や運動機能障害を呈するもの C 出血性消化器病変を有するもの D 骨折を伴う二次性副甲状腺機能亢進症のもの ニ Child-Pugh分類C以上の肝機能障害の状態 ホ 連続する3日以上、JCS100以上の意識障害が継続している状態 ヘ 単一の凝固因子活性が40%未満の凝固異常の状態 ト 現に経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食機能障害を有し、造影撮影 (医科診療報酬点数表中「造影剤使用撮影」をいう。)又は内視鏡検査 (医科診療報酬点数表中「喉頭ファイバースコピー」をいう。)により誤嚥が認められる (喉頭侵入が認められる場合を含む。)状態 チ 認知症であって、悪性腫瘍と診断された者 リ 認知症であって、次に掲げるいずれかの疾病と診断された者 A パーキンソン病関連疾患 (進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病) B 多系統萎縮症 (線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群) C 筋萎縮性側索硬化症 D 脊髄小脳変性症 E 広範脊柱管狭窄症 F 後縦靱帯骨化症 G 黄色靱帯骨化症 H 悪性関節リウマチ ヌ 認知症高齢者の日常生活自立度のランクⅢb、Ⅳ又はⅤに該当する者
-----------	---	--

(別記)

介護保険請求時の福祉用具貸与における商品コード等の
介護給付費明細書の記載について

介護給付費明細書へ記載するコードについては、公益財団法人テクノエイド協会が付しているT A I Sコード又は福祉用具届出コードのいずれかを記載すること。

いずれのコードについても、企業コード（5桁）及び商品コード（6桁）（半角英数字）を左詰で記載すること（英字は大文字で記載すること。）。その際に企業コードと商品コードの間は「-」（半角）でつなぐこと。

(例) 同一商品を複数貸与している場合は、給付費明細欄の行を分けて記載すること。

給 付 費 明 細 欄	サービス内容	サービスコード						単位数			回数		サービス単位数				公費分 回数	公費対象単位数				摘要
	手すり貸与	1	7	1	0	0	7				3	1			3	0	0					00000-111111
	手すり貸与	1	7	1	0	0	7				3	1			3	0	0					00000-111111

(例) 付属品を併せて貸与している場合は、それぞれのサービス単位数を記載すること。

給 付 費 明 細 欄	サービス内容	サービスコード						単位数			回数		サービス単位数				公費分 回数	公費対象単位数				摘要
	特殊寝台貸与	1	7	1	0	0	3				3	1			9	0	0					00000-222222
	特殊寝台 付属品貸与	1	7	1	0	0	4				3	1			1	0	0					00000-Z33333